

第百十二回国 参議院大蔵委員会 會議録第十五号

昭和六十二年五月十九日(木曜日)
午前十時開会

委員の異動

五月十七日
辞任 松浦 孝治君
補欠選任 河本嘉久蔵君

五月十八日
辞任 野末 陳平君
補欠選任 田 英夫君

出席者は左のとおり。

委員長 村上 正邦君
理事 大浜 方榮君
梶原 清君
藤井 孝男君
志苦 裕君
多田 省吾君

委員

井上 裕君
大河原太一郎君
河本嘉久蔵君
斎藤栄三郎君
斎藤 文夫君
坪井 一字君
福田 幸弘君
矢野俊比古君
山岡 賢次君
山本 富雄君
鈴木 和美君
丸谷 金保君
本岡 昭次君
塩出 啓典君
和田 教美君
近藤 忠孝君

国務大臣 大蔵 大臣 宮澤 喜一君
政府委員 大蔵 政務次官 佐藤栄佐久君
大蔵省主税局長 水野 勝君
大蔵省理財局長 足立 和基君
大蔵省証券局長 藤田 恒郎君
大蔵省銀行局長 平澤 貞昭君
大蔵省国際金融局長 内海 幸君
国税庁次長 日向 隆君

事務局側 常任委員会専門員 保家 茂彰君
説明員 農林水産省食品流通局商業課長 大矢 好信君

本日の會議に付した案件

○証券取引法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○金融先物取引法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案の両案を一括して議題といたします。両案の趣旨説明は前回聴取しておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○丸谷金保君 まず、大臣にひとつ見解をお聞きたいことがございます。

実はこの法案は、特に金融先物等についてはこの間レタをやったときにも、今度の法改正は昭和

四十年以来の大きな改正だということを言う人もおりましたので、それは違ひ、証券取引法の方はそういうことになっていくけれども、金融先物の方はこれは神武以来初めてできる機関を設置する法律なんだから、これはとんでもない、あなたたち自身の考え方は違ひよ。証券取引所の一部につくるんじゃないんだから、だから本来からいうとこれは全く別な法律なんです、片一方は設置法です。そういうものをだんごにして会期がわずかしかないうちの時期に参議院に持ち込んで、しかも衆議院——本来二院制の中においてはその院が十分に審議したことを踏まえて、例えばこの法案について見れば、衆議院でどういう論議があったのか、そしてどういうところが詰めていないというふうなことを十分我々も知悉した上で本来審議にかなうべきでないものなんです。それはどの大事な大きなこの法案をおととい趣旨説明して、そして参考人だ、きょうだ、ばたばたばたばたと、こういうことでは一体二院制というのは何なんだろうかという気がするんです。

結局、私たちは衆議院でどういう論議をしたかに関係なしに同じような質疑を繰り返さなきゃならないことになるかもしれぬ。そうなりますとますます時間が不足してくる。だからそういう点も考えますと、これだけの法案をこんな時期に出して、大臣は今会期中にこれらが議了されるというふうなお考えを持って御提案なさったんですか。

それからもう一つ、参議院と衆議院の二院制のあり方の中において、全然そこら辺の検討の余地もないまま出てくる、同じ質問、同じ答弁を繰り返すのはやむを得ないと、こういうふうにお思ひですか。この二点についてひとつ国務大臣としてでなくて、この法案を提案した責任者の大蔵大臣としてお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) 丸谷委員の御指摘のとおり、この法案は確かにまことに新しい画期的な

施策を行いたいと考えてまして御審議をいただいている法案でございます。殊に金融先物取引法案につきましては、金融先物取引というものを整備いたしたいと、我が国において初めてそういうことを考えておるわけでございます。証券取引法の一部改正では、インサイダーの問題であるとかあるいはディスクロージャーの問題につきまして新しい措置を盛り込もうと考えておりますので、そういう意味では私どもにとりまして非常に大事なかつ画期的な法案でございます。

したがって、法案の作成に先立ちまして金融制度調査会、証券取引審議会、それから外国為替等審議会、おのの別々の審議会、調査会におきまして御審議をいただく必要がございました。それは御承知のように、証券と銀行という業務の分離の問題が関係いたしますものでなおさらそういうこととございまして、大変にそういう点でも難しい面があった法律案でございますが、同時に、立法技術的にも先物取引等々についてはかなり法制局も苦勞をいただいた経緯がございます。これにつきましてこの審議会等々の答申は、昨年の十二月でございますが、金融先物取引の整備について」の報告をいただいたというようになっております。鋭意今日までこの国会に御提出すべく法案の作成に時間と努力を傾けたわけでございます。

結果といたしまして、国会の開会後かなりたちましてから御審議をいただくことになりました。それはただいま申し上げましたような経緯でございます。また、さりとてもう一国会後に御提案をするというのを考えますと、諸般の事情がかなり熟してもおりますので、できますればこの国会で御審議をいただきたと、こういうふうにご考えてお願いをいたしたところでございます。大変大事な法案でございますので、時間がかかりました点は、そのような理由でございますことを御

理解いただきたいと存じます。

なお、衆議院で先日御審議をいただきまして御可決の上本院に送付になったわけでございますので、どうぞその間の経緯も御勘案の上で御審議を賜りたいと存じますが、両院の審議等々の関連につきましては私がこれ申し上げるべきこととございませぬ。ただ、政府といたしましては、できまればひとつ今国会において成立をさせていたいただきたいことを念願をいたしておりますので、どうぞその点もよろしく御検討をお願い申し上げます。

○丸谷金保君 できるだけ早く取引法をつくらなきゃならないという客観的な理由はわかるんです。逆にその点で言いますと、例えばシカゴその他に比べてこういう制度ができるのが十年以上もおくれている。遅きに失したくないんです。

逆に、御質問申し上げてもいいんですが、なぜこんなに日本だけが遅くなったんですか。先物のあれが諸外国はほとんどシンドニーにまでできているというふうな、あるいはイギリスやアメリカ、大体イギリス、アメリカがやれば、日本もそれを十分検討しているんだから、同じくらいにやらなきゃならないものが、なぜこんなにおくれているんですか。これは私の方で言う言葉でないかもしれぬ、勘ぐれば、証券と金融関係のそういう調整に手間取っておくたらくらいしか理由が考えられないんです。まあそんなことはないだろうと思うんで、本当はどうしてこんなにおくれているのか。そして出すなり早くやってくれということですよ。だからおくれた方の理由をひとつ——審議会がおくれたなということにならないですよ。

○国務大臣(宮澤喜一君) これは法案を御審議いただきますと御了解いただける点があると思うんでございませぬけれども、先物取引等々そのものにはある意味でも刃のやいばというところがございます。まして、これでは実はいわばリスクをヘッジするという、そういう機能を持つわけでございますけれども、リスクをヘッジするためのものがかえって

リスクを増大させるのではないかと議論も御承知のようにかなり幅広あるわけでございませぬ。アメリカの場合などはいわば自然発生的にできて、シカゴなどは早くできたようでございますけれども、そういう状況の中で我が国としてどうすべきなのか。これは私が申すのでない、一部の批評する人から言え、これは一種のカジノを合法化するようなものだという批評すらあるような、ある意味でも刃のやいばの性格を持つておりますから、そのところはやはりどうすべきかというのには相當に議論のあったところでございませぬ。

結局、どうしてもこういうことが国際的にもこれだけ広く行われてくれば、いわばこれは必然であらう。必然であるとしてこれは一つの、これも表現が悪うございませぬが、おりの中といひますか規制の中に入れて、そして不正なことが起こらないように、また善意の人々が思わぬ損失を受けるというふうなこともないようには、やはりこれは規制をした上で合法化と申しますか制度化する方がよいのだらう。ほうっておけば、かえってそれは善意の人々にいろいろな損失をかけたあたり、あるいは金融秩序を逆に壊すようなことになるかもしれないというところで踏み切ったわけでございませぬ。

そういうことにつきましての御議論は各審議会、調査会等随分ございまして、そういう論の方々があつたわけでございますから、結局それらを勘案いたしまして踏み切った。外国がやっているから単純に日本もまねをすればいいだろうといったようなことではなく、いろいろのことを、メリット、デメリットを考えました末に決断をいたしました。こういう経緯でございませぬ。

○丸谷金保君 大臣、私は外国がやっているからやらなきゃならないんじゃないかというふうなことを御質問しているんじゃないんです。外国では早くいろんな制度が進んでいったのに、日本がこれだけおくれた。おかれて、今度は急いで決めて

くれということでしょう。それだからおくれた理由は何だと、どうして日本はおくれたのか。もう刃の剣だから十年間いろいろな角度で検討したというだけではわかるんですけれども、そういうことと成りませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 十年間とは申しませぬけれども、そういうことでございませぬ。我が国としても、これを制度化すべきかどうかということとはやはり随分に議論のあったところでございませぬ。その見きりをつけねばならないというところでございませぬ。

○丸谷金保君 そうしますと、会期末わずかにいう時期に出して、もう刃の剣であるというふうないろいろな問題もある、これらを十分国会の中では審議する時間が必要なんじゃないですか。

そうすると、大臣の言うように十分審議会その他でもいろいろ検討した、これは政府の中のことです。そつちの方は随分やつたんだけれども、我が方だけは早く通してくれというのはおかしいじゃないですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 行政府といたしましては、国会に御提案をいたしましたので、願わくはひとつ速やかに御可決をお願いしたい、この念願をいたしておるわけでございませぬけれども、もとよりそれは国会の方の御決定次第でございませぬ。

○丸谷金保君 政府の方で慎重に検討に検討を重ね、審議会等でも議論したんだから速やかに御賛同くださいというところだと思ひますが、どうも私はわからないところたくさんあるんです。ですから、わからないことを聞くので、こんなことわからぬかというふうに笑わないでひとつ御答弁をお願いしたいと思ひますが、例えば金融先物取引法案の第一条、「金融先物取引所の制度を整備するとともに」とある。これは答申の方でも「金融先物取引の整備について」とありますから、これを受けたのかと思ひますが、こつちは取引所なんです。こつちは取引の整備なんです。明らかに全然違うことすわね。この一条の「目的」

というところは取引所を設置するということなんです。

この整備をするという場合に、これは素人考えなんです。例えば自動車、故障したときには修理ですわね。故障しない前になる程度使つたら法でも決めて車検というふうな整備をする。これは整備です、故障しないうちにね。しかし、そのときに物があつたんです。ところが、新設する取引所というのはまだないんですよ。まだゼロなんです。ゼロのものを整備するというのはどういうふうにするのか。証券取引法の方の整備はわかりますよ、これはもう既にあるんですから。これからつくるものを直さなきゃならぬというの、金融先物取引、いろんな形で行われているやつをこの法律できちっと整備してちゃんとしたものにするんだというならわかるけれども、取引所の整備なんです、この目的は。

何ば読んでみてもよくわからないんで、どういうことなんでしょう。これでもいいんでしようか。まあ皆さんが決めたらいいと思うのですが、私にはどうもよく読み切れません。これは整備、新設でないのか。金融先物取引所の新設のためにする法、設置のための法律であつて、設置法でないのかと思ひますが、整備のためにということになると何か、取引所があればいいんですよ。くだいようですが、この点ひとつよくわかりませぬ。

○政府委員(平澤貞昭君) この場合の言葉の解釈の問題でございまして、私の方から御答弁申し上げますが、金融先物取引所を整備ではございませぬ、制度を整え備える、こういうこととございませぬ。そして、諸外国には既に御存じのように金融先物取引所があるわけでございませぬので、したがってそういうような制度を整え備え、新たに作る、こういう意味で書いておるわけでございます。

○丸谷金保君 だんだん余計わからなくなつてきたんですが、読みますと、「金融先物取引所の制度を整備する」とあるんですが、制度があれば整備できるんですよ。金融先物取引所という制度は

これからつくるんでしょう。金融先物ならわかりますよ、いろいろあるから、金融先物取引所の制度を整備するんですから。まだ制度がないのにどうやって整備するのか、ここがどうもね。

○政府委員(平澤貞昭君) 既に諸外国にこれと類似の制度等がございますので、我が国においてもそういう制度を参考にしながら、整備備える、こういう意味でございます。

○丸谷金保君 ちよつとわからないんですが、わからなければ、それ以上の答弁はないようです。それから、同じところに、この答申の中にもあるし、法案にも出てくるんですが、指数のとり方なんです。これはたしか証券の方にございましたね。二条の十四項ですか、「有価証券指数等先物取引とは」というところがある。「当事者があらかじめ有価証券指数として約定する数値」と、こうありますね。あらかじめ有価証券指数を決めておくというところだと思うんですが、そうなんですか。それは証券の方ですね、二条の十四項。

○政府委員(藤田恒郎君) ただいまの御質問は証券取引法の改正案第二十四項の件だと存じますけれども、これにつきましては、「有価証券指数」と申しますのは、例えて申しますと日経平均株価指数のように二百二十五種の株価の単純平均を考へております。

そういう意味で、この日経平均を一つの指数として当事者が決定をいたしまして、それを取引の方法その他につきまして証券取引所が定めて、それが投資家の保護その他に問題がないかというところで大蔵大臣の承認を得て上場されるというふうに考へておるわけでございます。

○丸谷金保君 すると、結局これはあらかじめ大蔵大臣の承認を得てそういう指数を決めるということですね。

それで、例えばこの答申の方を見ますと、この指数の決め方、例えば「一九八〇年代には、S & P五〇〇株価指数に代表されるようないわゆる指数物が上場される」というあるんですよ。とこ

ろが、これは必ずしもここに言う五百社の指数で決めるということではなくて、例えばダウ平均だつて指数の一つでしょう、いろいろありますわね。そうすると、これだけ読んだのでは一体どういうものを使うのか、「あらかじめ」とあるからにはあらかじめもうわかっているかならぬと思うんだけれども、ちよつとわからないんです、これ。これはどういう指数で決めるんですか。

○政府委員(藤田恒郎君) その指数の作成の仕方につきましてはいろいろなやり方があるかと思ひます。S & P五〇〇のように、スタンダード・アンド・プアーズという会社が五百あるいは百の銘柄を選びまして、それを指数化してその指数をつくり上げるといふやり方もございます。

ただ、私どもが今考へておりますのは、既に一般に周知されております日経平均とか東証株価指数とか、そういうものを考へていくわけでございますが、これ以外にもいろいろ指数のつくり方というものはある。その指数をつくる場合に当事者があらかじめ決める、これはどういふものができるかというところにつきましては、この当事者がどういふものをつくるかということにかつておるわけでございます。ただ、当事者がつくつたからといってすぐその指数が取引されるわけではございませんで、先ほど申し上げましたように、投資家の保護の観点から問題がないかというところを大蔵省が審査いたしまして、その審査をした上で証券取引所に上場されて取引をされるということでございます。

○丸谷金保君 そうすると、これは金融取引所なり証券取引所が自分たちでこういう指数を使うというのが出てきたときに判断する。したがって、商品としてはこれからいろいろ出てくる可能性はある、こういうふうなことなんですか。まだそれは出てこないからわからない、出てきたときに考へるといふことですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 先ほど申し上げましたように、指数のつくり方にはいろいろございまして、ただ、今考へておりますのが東証株価指数と

か日経平均であるということでございます。将来どういふものが出てくるのかどうかということにつきましては、まあ正直申し上げて、まだわからないと言つてよろしいのではないかと思ひます。

○丸谷金保君 ダウ平均指数というのが商標だとか公共性があるとかという前に裁判ありましたね、あれはどうなつたでしようか。

○政府委員(藤田恒郎君) 公共性とかいうことは私も存じておりませんけれども、ダウ平均指数と申しますか、今、日経平均株価と言つておることだと思ひますけれども、これにつきましては一定の基準に従ひまして計算された指数であるという意味で、これが公共性があると申しますか、その公共性という意味にもよるかと思ひますけれども、一般的に広く用ひられていく指数と株価水準をあらわすものの一つの基準であるというふうに考へてよろしいのではないかと思ひます。

○丸谷金保君 そうなんですか、それを商品として取り扱う場合の基準にする場合に、ダウはおれが考へたんだから勝手に使っちゃいけないというところ、たしかジャコブですかどこで裁判があつて、もうそれは終わつていふところだと思ひますがね、随分前の話ですから。それはどうなつたか御存じないですか。

○政府委員(藤田恒郎君) たしか御指摘のございましたように、ダウ・ジョーンズ社、日経平均とはちよつと違います。ダウ・ジョーンズ社のダウ平均株価のことをおっしゃつていふんだらうと思ひますけれども、ダウ・ジョーンズ社が自分のところでつくつておりますダウ三十種の平均株価、これを先物に使われるのに反対したということはあるようでございます。したがひまして、シカゴ等の先物取引所におきましてはこのダウ平均三十種の株価を使わずに、S & P五〇〇とかS & P一〇〇とかそういうものを株価指数として使つておるといふふうに聞いております。

○丸谷金保君 私は裁判の結果がどうなつたかを聞いたので……。

○政府委員(藤田恒郎君) どうも失礼いたしました。訴訟はダウ・ジョーンズ社が勝訴したということのようでございます。

○丸谷金保君 そうしますとね、これはあらかじめ法律ができる前にこういうのを使うということがわかつていまして、例えばいろいろな指数がございまして、バイオ関連の指数だつてありまして、うし、今現在使われているので住宅着工指数ですか、住宅債券が何かのね、そういうのはアメリカで行われておる。だから、いろいろな指数というものは、そうするといふんな商品ができてくるでしょう。

そうしますと、例えば私がこういう指数ということで新たなバイオテクノロジー関係の指数をつくつてそれを公表して、そういうものを使うのはけしからぬという差しとめ請求が出たりなんかした場合どうなりますか。商標特許取つてなければ問題にならないというところになりますか、どうですか。あるいは方法特許か、商標登録か。

○政府委員(藤田恒郎君) この指数と申します場合に、指数の作成を行うものはいろいろな機関があるかというふうに思ひます。

例えば、例に挙げられましたバイオ、恐らくバイオ銘柄を集めた株価指数のことではないかと思ひますけれども、そういうものをだれかがつくるといふことは、この指数につきましても投資家のいろいろな需要も高い、しかもその指数を使つても投資家の保護にも影響がないというふうに判断いたしました場合に、例えば東京証券取引所がこれを上場したいというふうにいたします。そういうケースにつきましても、まず東京証券取引所は、その指数をつくりまして、Aという機関なら機関といたしましてけれども、その機関と交渉いたしまして、その指数を使つていかどうかという契約を結ぶわけでございます。その契約が成立いたしませんと、当然のことながら上場できないわけでございますが、私どもの方の上場審査に当たります

ては、そういう契約関係がちゃんとしているかどうか

うかということも十分チェックをしてやっていくということでございます。

○丸谷金保君 そういう場合に、契約が成立したとしますと、手数料とか何といいますが、その使用料ですか、そういうものを例えれば何%とか・〇〇%とかというふうな、そういうものにいつてはどの程度まで抑えるというふうな政令なりあるいは何なり考えていく、そういうお考えでございますか。

○政府委員(藤田恒郎君) その辺はこの法律、政令には規定はしておりませんが、むしろ取引所が、例えばその使用料が非常に高いというふうな場合はこれを上場しても十分採算がとれないとかというふうな観点、いわゆるフィージビリティの判断から決めていくべき問題ではないかというふうに思います。

○丸谷金保君 そうすると、それは法律で規制することによって決めていくことだということにして、国はそういうことは干渉していかないと、これは非常に大事なことで、そうしますと、張り切つてそういうことを、一生懸命に指数を考え出そうと。今度は逆に言うと、あるいはいい意味では刺激することになるかと思ひますけれども、それが行われて新しいこういう商品を開発したからどうだ使わぬかと、そして取り扱い料を幾らにするというふうなことがどんどん起きてくるかもしれない。むしろそういうふうにするというふうに理解してよろしうございませうか。

○政府委員(藤田恒郎君) 具体的にどの指数を使うかどうかということにつきましては、もちろん取引所と指数をつくらせる者との契約でございますけれども、私どもの方としては、その指数が先ほど申し上げましたように一般投資家のヘッジニーズとか、そういうものにたえるものであるかどうか、指数に安定性があつて投資家保護を損なうものでないかどうか、それからさらには、ただいま申し上げましたように、採算その他につきましても十分これが採算に乗るものかどうか

というふうなものも判断していかなきやいけなないと思ひます。

したがひまして、例えて申しますと、ある指数ができてしまつて、この指数の使用料が非常に高い、しかし余りその指数に一般性がなくて利用もされないであらうと、そうなつてまいりますと、取引所といたしましてはその指数を上場いたしましたも採算に乗らないわけでございますから、そういう点につきましても私どもやはりその上場審査の過程においてはそのフィージビリティ、一般的な意味でのフィージビリティを含めて審査をしていかなければいけないというふうに思ひます。しかし基本的には、どの指数を使うか使わなかつたかということはまず取引所と指数をつくらせる者との契約で、これに私どもが関与するつもりはございません。

○丸谷金保君 想像されることとしては、特にバイオテクノロジーの関連株指数なんていうのはほかのものと同様に非常にニーズも出てくるだろうし、いろんな点で別個の歩き方をしていくという実は要素が非常に強いと思ひます。ただ、それからニーズもある、ヘッジもできる、しかし取り扱いの手数料に対する使用料は、ニーズが強いから高くする必要がありますね。だから、その使用料が高いというところだけが、そうした商品の認可をしない理由には大蔵省としては考えていないというふうに理解してよろしうございませうか。

○政府委員(藤田恒郎君) 使用料の問題は、先ほどから繰り返しておりますように、全体のフィージビリティの判断の中の一つの要素であると思ひますけれども、その審査に当たつて、それだけがこれを認めるか認めないかの基準にはならないというふうに存じます。

○丸谷金保君 きのうの参考人の意見開陳を聞いておりました、証券と金融業界と非常に違つた意見だつたと思ひます。特に金融業界の代表の方の話を聞いておりました、いろんな参考人の話でございますけれども、今までもいろいろ聞きましたが、間接話法であつたばかりではつきりわからない

反対されたという記憶はないんですよ。この間の調整がどうなつていふんですか。その後、金融と証券の壁が、この審議会、例えば金融先物の審議会の方でもそれはやっぱり壁を設けるべきだという意見もあつたという報告があります。というところは、大半のものは壁を設けるべきではないという審議会意見だつたと思ひますがね。ああいう何というか、両業界が全く違う意見を持つていふように思ひますが、それでもないんですよ、どうもよくわからないのですが。

○政府委員(平澤貞昭君) この先物取引所を我が国が整備いたしますにつきましては、先ほど大臣の御答弁にもございましたように証券審それから金融制度調査会、外為審等いろいろな角度から御議論をいただいたわけでございます。

その際、一つの考え方といたしまして、このような市場の整備に当たりましては、統一的な市場をつくらなければならないか、アメリカのシカゴその他ではそういう市場ができていふという御意見がございました。これも一つのお考えであるわけでございます。

他方、しかしながら昨年のいわゆるブラックマンデーがございまして、海外におきましてもどうしてあのような急落が起こつたのか、先物取引所と現物市場との関連にいろいろ検討すべき点があるのではないかという御議論もございまして、この現物取引と先物取引は一体的に管理運営する必要があるのではないかという御意見も委員の中から出たわけでございます。それとともに我が国の場合には、御存じのように既に国債に係る先物取引が証券取引所において行なわれていふわけでございます。

そのような二つの考え方等がございました中で、本日御審議いただいております法案におきましては、有価証券に係る先物取引については、証券取引法の規制のもとで証券取引所においてその取引を行うことがいいのではないかと、ということ、証券法の改正案としてお出ししております。その他の金融に関する分につきましては、金融先

物取引法案といたしましてお出ししていただくわけでございます。

ただ、そういたしますと、世界的には統一市場で行つておる、だんだん国際化してまいる、そういう中で取引が二つに分かれるということはどうかということ意見がございまして、そこで、取引業者は相互の市場に相乗りで入りまして、そういう意味では、いずれの取引も原則としてできるということその問題を解決しようではないかというところになつたわけでございます。ただ、先ほど来申し上げておりますように、金融あるいは証券をめぐる環境は急激に変化しておりますし、特に先物市場の問題につきましても、先ほど申し上げましたように、世界的にいろいろ議論もあるわけでございます。

したがつて、今後このような内外の金融情勢等の変化を十分に見守りながら、そしてそういう中で国際的に通用する制度として、あるいはこの取引所を利用する人たちのニーズに最も的確に適應する市場として、さらに見直していく必要があるかどうかという点につきまして、今後二年間そういうことで常に念頭に置きながら考えていくのではないかと、そして取引所の開設後二年を経過した時点で制度をもう一度見直ししてみよう、こういうことにしたわけでございます。したがつて、委員が御指摘のような点も十分頭の中に置きながら、しかし現実的ないろいろ申し上げましたような点も勘案しながら答えを出して法案としてお出ししていただくわけでございます。

○丸谷金保君 その二年間たつたら見直していいことというふうなことは、今そういう考え方だといふふうなことは今まで私たちのもつていふ資料のどこにも読めないんですよ、そういうこととはどこかに書いてありますか。

○政府委員(平澤貞昭君) それにつきましては、若干詳しくありますが、先ほど申し上げました三つの審議会等々の御答申を得ましてから、その御答申の中で一応方針としてはこういういろいろな考え方がある、これについては行政当局において十

分換討して答えを出したらどうかというふうにい
ただいたわけでごいまして、その後大蔵省内に
おいていろいろ検討をしまして、それを大蔵省の
この問題に対する考え方として取りまとめまし
た。その取りまとめの最後のところに今私が申し
上げたような事柄が書いてあるということござ
います。

○丸谷金保君 その取りまとめの最後のところ
というのは私たちがまだ拝見していませんわね。そ
れでちょっとわかってきたんですが、おとといで
すか、金融関係の代表の方が、御当局の深い思
慮に出たものと考えて了解した、これ何だろうと思
ったんですよ。こういうふうな今二つに分けて決
めたということも。大変丁寧な言葉で、さすが銀
行マンだなと思つたんですが、御当局の深い御思
慮に基づいて、こうあるんで、これは一体何のこ
とを言っているんだと思つたらそのことですね。
わかりました。我々聞いていましてやっぱりそう
いうのはわからないんですよ、その意味が。今お
話聞いてみると、なるほどそういう思慮があつて
また二年間のというふうな一つのあれがあつた
んだなということ、今の説明を聞くとあの言葉の意
味がよくわかってくるんですが、そういうこと
ですか。

そうすると、ただ、大臣、提案理由の説明の中
では金融の自由化、国際化の進展を背景として、
そして金融取引に係るリスクが増大しないよう
にというふうな提案理由の中で大臣述べているん
ですね。やっぱり金融の自由化ということは壁をな
くするということじゃないんですか。どうなん
でしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) つまり、証券と金融と
の分離という問題は多かれ少なかれ各国にごい
まして、御承知のようにアメリカにはグラス・ス
ティール・アクトというものがございまして。我
々が御承知のようにあるわけでごいしますが、
世界の、世界と申すと少し言い過ぎかもしれませんが、
が、仮にアメリカのことを考えてみますと、や
はり銀行にもう少し幅広い仕事をさせないと銀行

そのものの経営の健全性とか基盤とかいうものが
だんだん危ういのではないかと考え、長年
この問題をやってまいりましたブロックマイヤー
というのが上院の銀行委員長でございまして、
も、ブロックマイヤー自身すらがこういう考え方
にこのところ変わつてきておるようござい
まして、したがってましてグラス・スティール法
の見直しというふうなことが本格的に行われるに
至つたように見えておるのをごいします。それから
ヨーロッパの国は、彼らの言葉をそのまま使いま
すとユニバーサルバンキングとでも申しますよう
な、やはり銀行の方の窓口をもう少し広げてやら
なきゃならぬといひますが、結局しかしそうい
つたような考え方もかなりこれは現実になつてお
る。

こういうふうなことで、いろいろそういう大勢
は一つありながら、各国でしかしそれなり事情
もあり経緯もあるという、大変抽象的にしか申し
上げられないのでありますけれども、そういうこ
との動きのさなかに今恐らく、振り返つてみま
したら、あるということではないだろうか。先ほど
二年後云々ということ調査会、審議会等々の答
申が言われましたのも、この問題は今どういう結
論を出すというのか、これはいかにも無理である、しか
しこれは丸谷委員の言われましたことと同じよう
に考えておられる方が多いということだと思いま
すが、やっぱり時間がたつたら何かこういう問題
については考え方もあるんだらう、後から済んで
みたら、いろいろ大変なことだと思つたがなる
ほど時間の経緯とともにそうなつたかといふたよ
うなそういう種類の問題かもしれないぞという、
そういう意識から二年云々ということが出てま
つたと思ふのをごいします。

したがって、今我が国がどういう方向をたどる
というのを申し上げることはできませんし、ま
た、申し上げることは別段のいい結果にならない
と思うのをごいしますけれども、大きな流れはや
はり世界的にもみんないろいろにこの問題を考え
ようとしておるということではないかと存じま

す。

○丸谷金保君 大蔵大臣は金融、財政の該博な知
識と当代一流のそういう点では見識を持ってお
ると思ふんですが、ですからいろいろ外国のそ
ういふ例をおしやいましたけれども、私たちの単
な頭で今お聞きしていることは、そういう該博な
御意見でなくて、金融の自由化ということに壁を
なくすることではしようと思つたんですよ、大臣の
御提案されている。だから、余り何というか学問
的に言わないで、私たちのわからないことに単純に
お答え願ひたいと思ひます。

〔委員長退席、理事堀原清君着席〕
余りそう学問的に言われますと、ますますわから
なくなつてしまふので。

○国務大臣(宮澤喜一君) 学問的にいうつもり
で申し上げたんです。学問的にいうつもり
で申し上げたんです。それは私の真意ではござい
ませんでしたが、やはりいろいろな流れ、動き
というものがございまして。ただ、余りそれを、今
丸谷委員の御設問というのは大變端的に御設問に
なられたわけですから、それに短絡的にと申
しますか、簡単に答えたいというものが私は今
の段階でどうかと思つておりますものですか
う、類似の動きが先進国の中にいろいろあるとい
うことを御紹介をいたしまして御推察をお願いし
たいと、こう考えたわけでごいします。

○丸谷金保君 それはいろいろな国際的な流れ、そ
ういふふうなことを御説明なさつて間接話法でわ
かれないことかと思ひますが、これは大臣の提
案理由の中に出ておるんですよ、金融の自由化と
いうのは。だから、金融の自由化って何だと聞い
たら、こういうことだ。それがそのまま即すつ
と進むか進まないかというとは別な問題で、こ
の意味を聞いておるんですよ。金融の自由化とい
うことは壁をなくしていくことなんですよ。うね
と、こで言う金融の自由化というのは。意味を
聞いているので、それをすぐやれとかやるなとい
う問題とは別なんです。しつこいようですけれど

も。

○国務大臣(宮澤喜一君) もう少しそれではきち
んと正確にお答えするとすれば、正確という意味
は、それが御質問の御趣旨ではないのではないか
と思ふものでございまして、さつきのように申し
上げましたが、金融の自由化というのはいろいろ
法律等による規制を少なくしていくということ、
市場の競争にゆだねていくということと存じます
けれども、それはしかし壁ということとは私は別
のことだと思ひます。

○丸谷金保君 そうすると、大臣の言う金融自由
化というのは、要するに大蔵省がいろいろなこと
で規制しているものを外していくということ、証
券と金融業界との壁を外すということとは金融の
自由化ということの表現は違ふと、こういうこと
ですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) いわゆる広い意味での
金融機関には銀行もございまして、銀行にも相互
銀行もございまして、金融機関といへばいろい
ろな金融機関がおのの別個の法律体系でござい
ます。また、生保もございまして、損保もござい
ますし、証券業もあるということでございます。
で、そういうものをみんな一つのものにしてしま
うということの自由化というのか、壁というの
は、私はそういうふうなことを考え、壁というの
は、それはちよつと私はいわゆる自由化とい
うことはそこまでする含んでおるかどうかは、まあ問
題があるだらうと思つております。

○丸谷金保君 私の質問に対するあれとちよつと
違ひますので、具体的例で言いますと、戦前
は——戦前の話になつて恐縮ですが、大臣は私と
たしか同じ年ですから戦前の話はわかつておるん
です、銀行で生命保険業務なんかやっていたん
です。今できませんよ。こういう規制をなくし
ていくということが金融の自由化の一つですか
ということにはお答えできますか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、必ずしもそ
ういふことではないというふうにお答えを申し上げ
たつもりなんでございします。

○丸谷金保君 だんだんわからなくなってきました。金融の自由化というのはちっとも自由化のあがね。パンクデューリングなんというのや、自由化というのがね。金融自由化の一つなんだというふうに理解してよろしいですか。これはもうやっちゃったやつだからお答えしやうと思ひますが、国債の窓販。

○政府委員(平澤貞昭君) その背景にはやはり経済的ないろいろな変化があるわけでございまして、例えば大量の国債発行、それに伴ひましてそれを当初は金融機関その他が引き受けたわけでございすけれども、大量になつてくると金融機関として十分それを消化しきれない。したがって、それをほかの人たちに売るといふことも必然的に要請が出てくるわけなんです。その中で窓販というのが出てまいりましたし、窓販いたしますと、今度は売ったものをある段階で買ひ取るということが起こつてきますので、だんだんデューリングに入つていくといふことでございす。そういう意味では、従来認められていなかったことが行われてくるという意味では、新しいことが起こつてきて一種の自由化といふ中にも入るかと思ひますけれども。

○丸谷金保君 銀行局長さんね、お言葉返すようなんですが、従来認められてなかったと言ひけれど、戦前は国債のバンクデューリング——窓販だとか、銀行が直接個人に売つたり買つたりという制度があつたんですよ。これはまあ局長さんは戦前のことおわかりにならないけれども、大臣、それでしたよね。ありましたよね。戦時公債なんかあれは国債です。あれ、私は窓口で売つた経験があるんでね。だから局長さんね、それはちつと御答弁変えておいた方がいいと思ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) 戦前のことを申しませんで失礼いたしました。

○丸谷金保君 ちつと、こういうことをやっているとあれなんです、もつと聞きたいことたくさんあるんです。先物取引所の数はどれくらい想定していますか、それから場所は。

○政府委員(平澤貞昭君) 金融先物取引法案におきましては、金融先物取引所の設置される場所あるいは数については別に制限は設けられておりません。したがって、設置場所等につきましては法律成立後各地域における設置の希望があれば、これを踏まえまして諸条件を十分に勘案しながら答えを出してまいりたいと思ひております。

○丸谷金保君 これは当然衆議院でも聞いていることだろうと思ひますけれども、証券取引所は八つありますよね。そうするとその程度の数は、ある程度金融取引所についても法案を提出する側としては、想定はしておるんですか、どうなんでしょう。

○政府委員(平澤貞昭君) 金融先物取引所を例へば複数つくりました場合に、その取引所が十分に成り立たないといふことで、これは問題があるわけでございすので、したがって法案の第十四条「設立の免許」の第三号に「金融先物取引を公正かつ円滑にするために十分な取引量及び会員数が見込まれることその他経済金融の状況に照らして当該金融先物取引所を設立することが公益又は委託者の保護のため必要かつ適當であること」といふのが条件になつております。これは割合抽象的に書いてございすますが、法案が成立した段階でいろいろ具体的な基準をつくりながらそういう中で答えを出してまいりたいと思ひております。

○丸谷金保君 例へば、取引所をつくる場合の会員の資格の中のもの、どの程度その地域にいるのか、いろんなそういうことを結局後で政令かなんかで決めていくんですか、そういう基準を。そういうことですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 会員の資格につきましては法律にも書いてございすますが、さらに政令その他等でも、よりそれをブレイクダウンした点について今後それを行政的に検討いたしまして、基準を詰めていきたいと思ひております。

○丸谷金保君 資格は法律であるけれども、そういう資格を持つていふような人が何人くらいいなければだめだとか、こういうことがちつとわからないんです。そうしますと、東京はもちろんな

あれでしょうが、東京、大阪というふうな多種分散型の国の政策と反対の集中型の政策がこの法案によつてまた一つふえるんじゃないかという懸念があるものですか、それであえてお聞きしていいんですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 会員といたしましては、資格の一番重要なものがやはり取引所における取引が円滑に行われる、かつまたその中でいろいろ問題を起さないことが必要であるわけなんです。したがって、一定の信用力があるといふことも非常な要件です。そうなりますと、数といひましては大きな数にはならないのではないかと考へておるわけでございす。逆の言ひ方を申し上げますと、例へば銀行、証券会社等、そういうものは会員として恐らく入ることにならうかと考へております。

○丸谷金保君 これは法律によれば個人はだめなんで、そういう銀行とかあるのは、私のお聞きしているのは、そういう有資格者が相当の数いなければやはりそう簡単に認められないという方向になるのではないかと、いふに想像しますと、さしあつて東京と大阪くらいかな。そうすると、今の国の政策の多極分散型といふのはこれ別な角度になつてしまふことになるんですが、大蔵大臣、これはちつとそこら辺は少し今の国の政策とこの法案でできてくる取引所というふうなものとは合致しないようになる可能性が非常に多いと思ひますが、そのように理解してよろしゅうございすか。

○国務大臣(宮澤喜一君) なるべくいろいろな機能を地方に分散をいたしたいと政府は御指摘のよう考へておまして、ただいまその具体的な案を問もなく決定しようといふことなのでございす。それは分散といふことは実はこれから行われることでございすのに比へまして、このようにな取引といふものは現状ではやはりそういう大きな都市で行われる。これをどこかいきなり地方へみんな行つてやれといふのもさういふことに相なりませんので、自然発生的にさうなりますから、そのための施設の整備は、やはりさういふことが

自然に行われるところで行ふといふことにどうもならざるを得ないかと思ひます。

○丸谷金保君 将来いろんなことが分散をしまひますと、あるいは地方でこういうことが行われる、その場合地方に整備をする必要が出てまいらると思ひますけれども、現在はその状況が現実には起つておりませんので、一応現実を反映したような施策にならざるを得ないかと存じます。

○丸谷金保君 この取引扱う商品の種類にもよると思ひますが、例へば金融先物取引所で扱う通貨は大体当初はどんなような予定をしておりますか。

○政府委員(平澤貞昭君) まだ法案も御審議願つていて段階でございすので、具体的なことについて表立つて議論してはおりませんが、円・ドルの先物取引、これにつきましてはいわゆる通貨をやりたいたといふ気持ちを持つていふようございす。

○丸谷金保君 始まりはやむを得ないかもしれせんけれども、それこそ外国の例を言ひますと、随分各国の通貨を扱つていふところが多くなつてきていますわね。考へ方としてはさういふ方向に持つていくといふふうには大蔵御当局は考へておられるわけですか。

○政府委員(内海幸吉君) こういうことはおのずからビジネスの方の要請がどう動いてくるかといふことで判断していくのではないかと考へております。今でも例へば円とかマルクという場合には、ドルを介在させてクロスレートという形で見ていく方がどちらかといふと多いわけでございす。今後あるいは御指摘のようなことになつていくかもしれませんけれども、現在我が国の円をベースとする場合には、やはりビジネスの要請はどちらかといふと円とドルということがどうして先行するんだらうと思ひます。

○丸谷金保君 ちつとさうなりますと、リスクをヘッジしていくといふ考へ方で取引所をつくっていくといふことも言われておりますけれども、

でわからないで通した次の日新聞で、大体三兆圓くらいというふうなあれがぼつと出たり、それからもううきのうになりますと、自民党の渡辺さんですか、税の關係で与野党の会談をやっているとこそで大体二兆五千億圓を上回るといふような発言をしていふんです。私は非常にこれは心外なんでしょう。公式の大蔵委員会という席で我々が聞いたときには、全くまだ五里霧中なような答弁しかなされなくて、その後、ほかほかと、私はわかつて

ないはずがないと思うんですが、ないと思うんですけれども、そういうところへはちゃんと御進講しているわけですね。でなかったら、責任ある政調会長が与野党の会合の席で、二兆五千億円以上あるだろう、予備費その他、それから不用品額を入れれば大体三兆円と、このうち交付税はこれくらいで、あれくらいだから差し引くと一兆円くらいの減税の約束はできるとか、できないとかというような既にきりあたりから始まっている話が出てきているんですよ。今現在で大蔵省がつかんでいるあれでは税の自然増収はどれくらいというふうに、十二月決算で軒並み都銀が最高益を上げていたとか、それから三月決算期の公告ももうほとんど新聞にも出てきているんですよ。

ですから、もういいかげんわかつていなければならぬので、これはもう聞かなくても、そういうところへほとんど出ているから、おまえわかるじやないかといえそれまでですけれども、この委員会でも聞いていることに対する答えも全く出ないで、ほかの方がばかばかというところになるかと、大蔵委員会での質問で何なんだろうか、いかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) あの新聞の報道あるいは党内のいろいろな話というのは私も存じませんが、これは何度でも申し上げておきますと、この五月の三十一日までで昨年で申しますと五兆を超える歳入が一日で入るわけですから、それを目先に控えておりますもので、今からその辺について言えとおっしゃいまして、わからない、真実わからないということが本場のことでございまして。私は何がしかの自然増はあると申し上げておるのでございましてけれども、一日でそういうことが、もうあと、きょうは何日でございましてか、十日余りなんぞございましてけれども、それでわからないということをお願いしておりますのでございまして。

○丸谷金保君 いや、それに関連しまして、今度大蔵省が、都銀の決算の結果が出てきているものですから、貸倒引当金の中で累積債務の引当金を

債権額の五%から一〇%に積み上げるということで、これは通達か訓令か何か出して各銀行が行ったわけなんです、この貸倒引当金の無税というのは一%で、あとはあれですね、利益、税引後の積み立てということになるんでしょうけれども、これでよくわからないのは、この引当金の五%を一〇%にしたというのは、ニューヨークのどこかの銀行がやったのは、自己資本の三〇%を累積債務の分を引当金に積んだというふうなニュースがあったんですが、この場合のものになるのは、あれですか、各銀行の自己資本なんですか、それとも債権額なんですかね。ちょっと新聞に出ていたの、ニュースだけじゃわかりませんので、それをひとつお聞かせ願いたいと思うんです。

○政府委員(内海孝君) アメリカの場合には、ただいまの御質問についてでございますが、当該債務累積額に対して持っているアメリカの当該銀行の債務をベースにしてのパーセンテージというふうにお考えいただきたいと思っております。

○鈴木和美君 私も丸谷委員の質問に答へられない範囲でお聞きしたいと思うんです。私の持ち時間が十二時十分までですから、私は本法案を審議するに当たって問題点というふうなものを幾つか感じておりますので、それを先に述べますから、各答弁のときにちょこち私の言った趣旨を入れて答弁していただければまた効率的ですから。

まず一つは、丸谷委員もお話がありました、今回の先物取引市場をどうして二本立てにしたのか。これは私は参考人にお尋ねしたこともございしますが、実はよくわかりません。もちろん日本の風土の中で、銀行界と証券界の垣根というのが現実には存在することは事実です。けれども、今答弁のように、投資家のニーズであるとか国際的な一体感であるとか、それから金融が証券、銀行も含めて余りそう大差はなくなったんじゃないかというふうな問題などがあるが、なぜこういふふうにしなきゃならぬのか。ましてや、平澤局長の話をお聞けば、二年後に見直すからいいじゃないかと。だけれども、見直すと言っていないんですよ。

ね。見直すかどうかについてというあなたのお話です。だから私は、ここははっきりしておかないでいいかぬことだと思っております。そういう点について何としても疑問を持ちます。

二つ目は、先物市場への参加の問題であります。これは御案内のとおり、今回は金融業界の方は証券に入れないということになっております。しかし、外国のいわゆる証券会社、金融業者は日本に子会社を持っています。子会社を持っていますと資格は持っているわけでしょう。そうすると、そこに金融業界の中で差別が出てきかねないという問題を感じます。この制度をずっと続けていくとすれば、日本の業界はそれこそアメリカに子会社をつくって逆上陸してくるということだって考えられます。そのとき大蔵省は一体認可するの、かしないのかという問題も私は疑問に感じております。

もう一つは、参加の問題と会員権の問題について幾つかの答申の中で、厚みを厚くして幅広くやらないかという先物市場というのとはまた別のじやないかというふうな意味から、生保とか保険会社をなぜ入れないのか。全銀協の素案には排除されたみたいな形になっております。大蔵省は一体これに対してどういう見解を持つのか、この辺も私はお聞きしておかなきゃならないことだと思っております。

もう一つの問題は、これは竹内理事長にもまた田淵参考人にもお尋ねしたんですが、アメリカでもニューヨークにああいうものがつくり上げられただけで、結局は情報とか流通が一元化しているシカゴにどうしても集まっちゃうわけですね。それがやっぱり情報とか流通の効率性ということだと思っております。だから鳴り物入りで日本でこういうものをつくって一体市場が成り立つか、大丈夫なんですか。それは株先五〇にしてもいいろんなことで成績を上げていることは十分承知してあります。けれども鳴り物入りでやって大丈夫かというふうな、市場のつまり活性化というふうな展望は一体どういふことなのか、そんな感じも実は

疑問として持っています。

もう一つは、先物取引が本当にリスクの回避というところに機能を果たすのか。これは丸谷委員も今御質問のように、今回の大暴落の問題についてプログラム売買というものがいわゆる引き金になったと、いろんな検討がアメリカでも進められていることも新聞で承知しています。だから、本当にこういう問題がリスク回避につながるのかというふうな意味で、別なことを言うのであれば別な副作用というものが出ているということだと思っております。そのときに、そういう状態を展望しながら、一体どういふ対策をとるのかというふうなこともこれは大きな問題だと私は思っています。

それからその次は、レバレッジ効果の問題です。三百万億めば一億の取引ができる、大変なことで私は思っております。ある意味では喜ぶ人もおるかもしれませんし、それだけ大変な被害をこうむるかもしれません。こういう問題を内在している私はこの法案について思っています。

もう一つの問題は、金融の先物取引所と証券の取引所の中の清算制度というものを今度新しくつくりましたですね。この清算制度というのは証券の方にはないんですけれども、現行のままで会員の責任分担というものは一体大丈夫なのかというふうなことも私は疑問に思っております。次は、開示書類のわかりにくさだと思っております。これはどっちかという、後ほど細かに時間があれば質問しますが、開示の問題というのは、大体株をやるといふような者は世間から見ると、新聞を読んだりテレビで指数がばつと出たとか何とかかとか、その程度じゃないでしようかね。なるがゆえに、企業の側なら業界の側で開示の問題は余り詳しくやらなくてもいいじゃないか、そういう意味でこの制度の問題の簡素化が行われているんだけれども、投資家の保護の立場というふうなそういう立場じゃなくて、業界ばかりのサイドから大蔵省は取り扱いは行われているんじゃないのかというふうな私は気がするんです。

それから次は、何といつてもタテホの問題で、いつも議論になるタイムリーディスクロージャーの問題だと思ふですね。本来であれば公的な機関において取引所に上場されているような会社と、これは何か変化があったらその証券取引所において正式な記者会見とか何かをやってみるに早くわからせるようなことをしなきゃいかぬと思ふんですね。そういうような問題が一体どういうように行われているのか。

それから次は、未公開情報の内容を取引法の中に入れた理由。これも今と同じです。インサイダー取引の罰則という問題が出てまいりましたけれども、業界や参考人のお話を聞くと、どっちかという日本は天国だという話があるけれども、実は法律にはつきりしていないから処罰の対象になり得ないということで大変困っている。はつきりさせようという話で、先物にしても証券にしても、日本の風土というものはどっちかという情報を目にした方が勝ちなわけでしょう。だからセールスもいろいろを言うです。欲の突っ張りというものがあつたけれども、それが日本の証券の風土だと思ふんですね。そういうものは会社の中で重役は言っちゃいかぬぞとかなんとか言うけれども、一体それで本当に取り締まるということが出来るのか。もつと皮肉った言い方をすれば、国際的にある程度ルールを同じくしようという要請が強いものだから、何かのつておかない市場を開拓するのにもどうもばつが悪いという皮肉った感じがしかたないんですね。後ほど時間があればまた話させよう。

それからインサイダー取引の罰則ですが、証券法の現行の五十八条との関係から見るとえらい安いですな。これは一体どういふことになっているのかというようにも聞きたい。それからもう一つは、店頭登録株とインサイダーの関係。今九谷委員も御質問のように、非常に

バイオがどんどんどんどん発達していますし、それからベンチャーもありますね。そういうような問題があるから、どっちかという今は店頭登録のそこの方が実は関心の度が高くないというところ。それが今度は対象から外されているというところになると、一体本当に温床というものを改善していくか、それが出来るのかという疑問を持っています。

最後ですが、参考人に聞いたら、取引所取引税というものが諸外国にないから、何とかしてくれという意見がどうも強い。同時に、手数料の問題というものが外国から出てくれば、だんだんこの手数料自由化というものが進めば、現行の固定制度の手数料がなくなりますね、こまですと直さなきゃならぬような時代が来るんじゃないのかな、私はそんなふうに見えてくるんですが、それに對してどういふような見解を持つのか。

結論として、私は今回思ふのは、九谷委員指摘のとおり、大変重要な内容を持っている法案だと思つています。ですから、そういう意味ではこの審議のあり方というのはいくつかでいいのかなというところの疑問は私も抱えています。しかし、こまですることですから、結論からいえば、早く、細かく、そして先を見通した対策というものをしっかりと立てなさいよというのが私の結論でございます。

さてそこで、時間のある中でお尋ね申し上げますが、この先物市場への参加の差別の問題について、私は先ほど委員権の問題も含めて二つ述べました。外国の子会社は金融の子会社であっても証券の先物に参加できる、垣根があつて今度は我が国ではできない。もしもそういう制度がずうっと続いているとするならば、日本の企業が、アメリカに出て行って子会社をつくって逆上陸してこつて来たときに参加を認めるのか認めないのか、これが一つ、生保と損害保険のこの人たちが全銀協の素案には排除されているんですが、これは一体その全銀協の素案というものを大蔵省はどういうふうに受けとめておられますか。また、大蔵

省はこれに對してどういふ態度をとろうとしてますか。これをまず最初にお尋ねします。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいまの一連の御質問でこの二法につきましては、御関心、御懸念がよくわかりましたので、順次関係の局長からお答え申し上げることでよろしくございましょうか。――それじゃ、今の先物市場の外国のいわゆる逆上陸とか、子会社とかという問題と、生命保険会社の問題、今幾つかの御質問の中の第二番目と第三番目にございまして、それらを含めまして銀行局長、証券局長、それから最後の問題、主税局長でございまして。そういうふうにお答えをさせていただきます。

○政府委員(藤田恒郎君) まず、金融機関の証券先物についての参加の問題でございますけれども、金融機関が証券取引所の会員になれないのも、証券先物の参加に非常に不都合があつて証券会社と比べてアンバランスではないかという御指摘だろつと思つていますが、証券取引所の会員と申しますのは、御承知のように法律上も証券会社を会員とする、しかもその証券会社も全部というところではございまして、日本に現在外国証券会社を含めても約二百六十社ございまして、そのうち、この二十三日からでございますが、第二次の拡大をやりますと百四十四社になるわけでございます。約半分足らずのものが会員になつていくという状況でございます。

しかし、この金融先物につきましては、取引所で取引をするというのを原則にいたしておりますので、この参加をできるだけ広範囲にするという観点から、特別参加者という制度を認めておりまして、金融機関もこの特別参加者として証券会社と全く同じ条件で証券先物に参加できるということにいたしております。現在、この二十三日から証券会社何社かが特別参加者から正会員になりましたので、もう二十三日以降の点で申し上げますけれども、特別参加者が百十七社ございまして、うち銀行が百十社でございます。したがって、証券取引所で証券先物を行ひ得る立場にある者というのは、証券取引所の会員を含めまして合計で二百三十一社でございますけれども、うち百十社が金融機関である、銀行等であるということとございまして、私どもとしては、この特別参加者という制度をつくることによつて金融機関にも広く証券先物に参加できるように道を開いておる。したがって、決してアンバランスではないというふうに理解をしております。

それから第二番目の逆上陸の問題でございますが、これはなかなか非常に難しい問題でございますけれども、やはり私もいたしましては、証券取引法第六十五条というのがございます、これは国内で銀行、証券の分離制度を厳然と決めておるわけでございます。その法制のもとで日本の金融機関が一たん外国へ一〇〇%出資の現地法人を設立して、それが日本へ帰ってくるというようにすることはまさにこの第六十五条の趣旨、すなわち金融機関の實質の支配とか利益相反とか、そういうものを排除するという観点から設けられたこの六十五条の趣旨にやはり真正面から違反するのではないかと思つております。そういう観点からいたしまして、この六十五条の規定に違反するような行為というものは認めるわけにはいかないというのが我々の考え方でございます。

○政府委員(平澤貞昭君) 私の方からは、いわゆる保険会社の問題についてお答え申し上げます。この先物取引所への参加者の範囲につきましては、多様な取引を可能にして市場の厚みを増していくというためには、その範囲を極力広くするということが重要であるわけでございます。ただ、先ほども御答弁申し上げましたように、しかし市場の健全性の確保や適切な市場の管理運営を図る観点から、財産的能力それから業務遂行能力等を基準とする一定の制限が必要であるということもまた事実でございます。そういう中で保険会社についてはどうかということでございますが、今申し上げましたような基準から見ますと、問題はないうわけでございます。かつまた、保険業法上自己

取引については行うことが可能でございますので、この問題については前向きに検討してまいりたいと考えております。

○鈴木和美君 今の問題になりますから、続いてちょっと質問しますけれども、証券局長、特別参加資格というんですか、それと正会員という問題と区分けされていますね。特別参加というのは証券会社というのか、そこに何かお預金をして直接入るといふことじゃないんですか。いわゆる金融界はそこに資格を持ってびちっと入れるということになっていませんよね。なっているんですか。私はどう読んでも、そこが読めないんです、それが一つ。

それから平澤局長、前向きに検討するというのは、幾つかの答申の中で幅広く、厚くということをやれよと、ところが新聞で見ると、何か手数料が減っちゃうもんだから、自分の領域を侵されるから銀行は嫌だと言っているというような解説もあるぐらいなんです。しかし、理屈上からいえばやっぱりそういうものを入れ込んで厚みを厚くするというのが私はいいんじゃないのかなと思うんですが、前向きというのはそういう方向を向いて今やられているということですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 前向きにといいますのは、できるだけそういう保険会社につきましても、自己取引について業法上できるわけでございますから参加者として認める方向で考えたいというところでございます。

○鈴木和美君 証券局とうですか。

○政府委員(藤田恒郎君) ただいまの御質問でございますけれども、国債の先物の取引の認可を受けますと、原則として、希望すれば特別参加者になれるわけでございます。したがって、むしろ銀行が国債の先物取引をやりたいということ、現在の制度でございまして、先物取引をできるような資格、これは認可を受けまして、そのうちから東京証券取引所に対して東京証券取引所で先物取引を行うべく特別参加者としての資格を申請いたしますと東京証券取引所の方で審査

をいたしましたして、まさに当該金融機関の實力と能力とを判断して特別参加者として認めるという考え方でございます。

それから、申しおくれましたけれども、国債の先物を取り扱うためには国債のデイトリングの認可を受けているということが必要でございますけれども、現在国債のデイトリングの認可を受けているものは二百四社、そのうち国債の先物取引特別参加者になっておりますのが百十社でございます。残りの九十四社につきましても、金融機関サイドから申請がございましたならば、東京証券取引所の方で審査をして特別参加者として認める、こういう仕組みになっているわけでございます。

○鈴木和美君 もう一回証券局に聞きますけれども、今回のこの金融二法案というのを見たときに、我が国の金融機関は株価指数の先物取引には金融機関というのには直接参加できないんでしょ、できるんですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 株価指数先物につきましては銀行等の金融機関は株式の現物の取引というものができません。そういう観点から、現物と先物とを一体として証券取引所で取り扱うという考え方で成り立っておりますので、銀行等の金融機関は株価指数先物の取引は認めないということが現在の法制度の仕組み、御提案を申し上げている法制度の仕組みでございます。

○鈴木和美君 外国の先物専門業者はたとえ外国の銀行の子会社であっても直接取引、株価指数には参加できるんですね。できないんですか、できるんですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 外国の金融機関の取引扱いでございますけれども、海外におきましてはいわゆる先物専門業者というのがございます。その先物専門業者が海外において株価指数先物等を行なうとして、そういうものの経験を積んでおります場合には株価指数先物の参加はできるといふ扱いにいたしたいというふうに思っております。

○鈴木和美君 そうすると、外国の先物専門業者というものが日本に子会社をつくっておるといふときに、その子会社は直接参加できるんでしょ、できるんだと思うんです。

だから、私は片方では我が国の金融機関が株価指数の先物取引に直接参加できない、片方は同じ金融機関であっても専門業者ならば入れるということに差別はないのかというのと、その逆を逆上陸と言っているんですよ。どうもそれが私の聞いているのとびんとこないんです。

○政府委員(藤田恒郎君) この海外の先物専門業者でございますけれども、これは既に海外におきまして株価指数等の経験を持っておるわけでございますので、そういう事実を十分配慮してこれは認めるということにいたしましたわけでございます。

ただ一方、じゃ日本の金融機関が海外においてそういう金融先物専門業者をつくりまして経験を積んできた、そして日本へ戻ってくるのを逆上陸と、これを認めるのかというお尋ねでございますけれども、その点につきましては先ほどお答え申し上げましたように、海外で現法をつくったといつても、一〇〇%現法のように本体と同一であるという場合には明らかに六十五条に違反するということになるわけでございますので、これは認めるわけにはいかないというのが我々の現在の立場でございます。

○鈴木和美君 そうすると、今のところは海外で日本の民間が出かけていってつくって逆上陸するという場合には、もう認めないという方の法体系がきちつとしていて、絶対認められないということですか。

そうすると、それはそれでわかりましたけれども、日本にある片方の外国との専門業者との関係から見ると、日本の金融機関は入りたいけれども入れないから差別だということ、いいか悪いかは別にして現実存在をするということになりまして、それが今度は戻って、先ほど二本立てであるといふことでスタートするので、二年後に見直すといふことのような場合に、そういう問題というののも当然取り上げられて見直しの恒根論という

ことは整理されるというように理解してよろしくございませう。

○政府委員(藤田恒郎君) 二年後の見直しは先物取引についての全般的ないろいろな進展その他を勘案してということでございまして、そういうものも一つの要素にはなるかと思っております。

○鈴木和美君 すべてそういう問題があるもので、それから、二年後見直しというときに、私はやっぱりいろいろな問題を抱えているだけに二年間というのはい早いです、時の過ぎるのが。けれども、その間に市場の形勢は大変さま変わりになってくるような状況もあると思うんですね。それだけに、今のこの部分だけの議論を踏まえても、見直しに当たって十分な検討をいたしておきたいと思うんです。ちょっと大臣、ここで答弁いただきますようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この問題につきまして先ほども丸谷委員にちょっと申し上げましたように、各国がいろいろ違う制度を持っておって、それをまた、それが少しずつ変わっていくということが片方であり、他方で国際間の、先進国間の何と申しますか行き来は、もう本場一つのような地域になりつつあるような世界の現況でございます。

二年間という、やはりいろいろなことがその間に起こっていくであろうとぼんやりと想像されますので、予断を持たずに、二年たちましたときに必要があればいろいろな問題を考え直してみたい、こういう趣旨でございます。

○鈴木和美君 次に移らしていただきます。

私は、関心を持っているのがこの先ほど申し上げましたレバレッジ効果の問題でございますが、私が理解をしているのに誤解があったらいいけませんので、私は先ほど三百万で一億円と、こう言ったんですが、このレバレッジ効果の問題について、まずどういふことを考えていたものかということのちょっと説明してください、簡単に結構です。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕

○政府委員(平澤貞昭君) いわゆるレバレッジ効果によりまして少額の証拠金で、先ほどおっしゃいましたように、多額の取引が行われるということによってリスクが出てくるということはそのとおりでございます。したがって、諸外国におきまして、それから現在既に先物をやっております証券取引所の国債の先物におきましても、そういう実害が起こらないように、いわゆる過度の証拠金の抑制と投資家の保護の面に最も意を用いてやってきているわけでございます。

具体的に申し上げますと、投資家の過度の証拠金の抑制というためには、先ほどお話し申し上げましたが、いわゆる建て玉制限というのをやっております。それから、委託証拠金の預託を義務づけるといったようなことなど種々の措置を講ずることとしていくわけでございます。さらに投資家の保護の観点から、これは受託業務規制についていろいろあるわけでございますが、例えばそういう業者の開業規制を設けております。それから、取引扱いに際しまして契約締結前の書面交付等を義務づけて、そういう投機的なことは行わせないようにならなければならない、のみ行為を禁止するといったような行為制限もやっているわけでございます。

したがって、そういう意味から投資家保護という観点からいっても万全の措置を講じていきたいと考えている次第でございます。

○鈴木和美君 今お話しのようにこの制度というのは、金融とか証券とか先物とかそういうものに関するニーズ、要望にこたえる意味では、非常にいいんじゃないのかなというようにも思われるんですが、先ほどちょっと私が意見で述べましたように、株とか何かというのはどうも日本の風土はどうでしょうね、私は、株というのは余りやったことがないからわからないんですが、おいちかぶぐらいなんですけれども、それ以上に株がわからないんですけれども、しかし株を現実にやりたいとか、そういうものに興味を持っている方というのは、ある意味ではもうけということもあり

りましようね。同時に、金余りということも余り言いたくはないけれども、マネーゲームというみたいな言葉に代表されるようになって、この先物取引というふうなものが非常に秩序を乱してしまおうというふうなことがあったら大変だということも言えます。それから、先ほどちょっと述べましたように、新聞とか証券業のだからか、ちよちよと耳に入ってきたとか、テレビでどうだとかという手を入れるわけですか。

だから、そういうものであるだけに、本来自己責任というのが当然付随しますね、それは損も得もあるよと、承知の上でやるんだから自己責任というのもあると思うんです。けれどもあのタテホのような問題などを考えると、自己責任というだけではおいていいのかわからない、つまり個人の責めに帰すべき責任でないというように思われる部分、つまり一般投資家と言った方がいいんじゃないでしょうか、本当に自己責任だけでいいのかなと思うんです。

そうしますと、乱高下が激しいというふうなときには業界が顧客に対するアプローチというかアドバイスというか、そういうことを適切にやらなければいけません。同時に、大蔵省もそういうものに対する今度の対策、そういうものを私はやった検討しておかなきゃならぬことだと思っております。今局長からお話があったが、例えばその委託売買注文の限度額を設けるとか、そういうものをやっておかないと野放しになっておいたら私は大変なことになるなというふうに思っています。が、もう一度見解を聞かしていただきたい。

○政府委員(平澤貞昭君) まさに委員のおっしゃるようなことを我々も十分に問題意識として持っておりますので、その点についてはできるだけ万全の措置をとってまいりたいと思っております。

○鈴木和美君 ぜひ、そこは間違いないように対応していただきたいと思うんです。

それで、この前質問の通告をしたときにも聞いたんですが、ちよちよとどうもこのところは理解できないんですが、先ほど申し上げましたように

今度金融の先物取引をやる中には清算会員制度というのがある、お互いに迷惑をかけないようにしようということなんじゃないかね、これは、証券の方はそういうものがないんだけれども、なぜないのか、またそれで問題がないのかと聞いたんですが、この現状はどういうことになっていらっしゃるのか。

○政府委員(藤田恒郎君) 清算会員制度というのを設けます趣旨と申しますのは、いろんな意味があるかと思いますが、取引の決済の履行に当たって全く問題がないように、その取引の安定を図るということであろうかというふうに思います。証券取引所の場合には、そういう特別な清算機関あるいは清算会員というふうなものがございまして、これは取引の特別参加者も含めて全員がこの決済の安定のための仕組みについて責任を負うんだという考え方でできておるわけでございます。

この清算会員制度というのが発達いたしましたのは欧米等でございますけれども、欧米等の例を見ますとやはり個人投資家その他いろいろな参加してありますが、そういう者に決済システムについての責任を負わせるわけにいかないというところで、資力のある一定の機関が清算会員となつた。これが清算会員制度の初めであらうかと思つた。けれども、そういう意味で御理解いただければ、証券取引所の場合には会員及び特別参加者全員がある意味では清算会員でもあるということ御理解いただけるんじゃないかと思つた。

○鈴木和美君 こういう理解は間違いないですか、証券業界の方は現在責任準備金というのが出されておりますね。それで、会員相互でそういうものを何とかみんなやろう、見ましようということなんでしょうね。今度の清算制度、金融の方を見てみると、どつちかという無限責任みたいな内容かなと。片一方の証券の方は、準備金だから有限責任みたいなんですね。そういう性格かなというように私は見たんですが、そうすると、無限責任

の場合にはまだいいんですけれども、有限の場合にはもうないよと言われたらそれで終わりでしょう。準備金も何もなくなっちゃったというふうなときに一体どうなるのかという疑問もあるんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(藤田恒郎君) 決済不履行が生じた場合の取り扱いでございますけれども、まずその場合には違約金、すなわち決済不履行を生じた会員の預けている売買証拠金、これをもって充てまして、さらにその違約金会員の預託財産それから先に先物違約損失準備金、こういったもので充てたことにしておりますけれども、なおこれが不足いたしました場合には、会員から先物違約損失準備金を臨時徴収するという形で決済不履行が起きた場合に対処することになっていくわけでございます。したがって、決済不履行を生じた場合に決済処理が行われないというふうなことはあり得ない仕組みになっているわけでございます。

○鈴木和美君 あり得ないのですか、ちよちよと私そこそこは疑問があるのですから、ちよちよと私けやっているとあれですから、またいづれ勉強させていただきます。私はどうもそこそこは疑問を持っています。一人です。

次は、タイムリーディスクロージャーの必要性というところで、先ほどタテホの問題も例に出しながら述べたんですが、これからの大蔵省の指導のあり方について詳しく聞いておきたいと思つた。

今の場合には、現行の証拠法の二十四条を見ますと、事業会社は一定の事由が生じた場合には臨時報告書の提出というものが義務づけられております。株主あるいは投資家にとって最も重要なことは企業に関する情報がタイムリーに出ることだ、これはもう早耳というように表現が代表されていることとわかると思うんです。裏を返せばタイムリーディスクロージャーは、その資本市場からお金を借りている、資金調達を行っている企業というものは、必ずしも正確にやらなきゃならぬというほど責任を持っていると思うんですね、責務

というか、それがどうもなかなかうまくいかない。つまりそれは日本の風土と云うことができるでしょう。

資本と経営の分離というものがいつも議論されていますね。だから、経営者は自分のちよんぼをなるべく知られたくないという意味において、メインバンクとか多く株式を持つていようとなつたところの銀行さんに、自分の会社がおかしくなつたら、それはもう何とか盛り上げてもらおうというやうな意味で、ちよんぼと話をしたことがあつたという事件を引き起こすやうなことになつてゐるわけですね。だからそういう意味では、資本と経営が分離されている企業活動というところの問題はあるんだが、しかしやっぱり公平な観点から考えれば、何か問題が起きたやうなときには、必ず上場されているやうな会社は取引所に行つて早く記者会見をやつて、どういふことになつてゐるんだよというやうなことをやるやうな義務づけという指導というか、そういう今後の企業のタイムリーディスクロージャーの徹底に対してどういふ指導をされていくのかお尋ねをしたいと思ひます。

○政府委員(藤田恒郎君) タイムリーディスクロージャーにつきましては指導についてはいろいろな方法がございますけれども、まず極めて一般的に申し上げますと、証券取引所の方で、大蔵省とも相談しながら取引所理事長通達という形で上場企業に対して、一般的にタイムリーディスクロージャーについて心がけるやうに要請を行つております。それからまた具体的にも、証券取引所に上場いたします会社は、上場管理規則によりまして会社情報の適時通告をしなければいけないというのを義務づけております。さらに今回、東京証券取引所の方で上場基準を改正いたしました、適時通告を行つたやうな会社に対しては改善報告書を求めるとか、そういう措置もとりうかというふうに思つております。

私どもも、取引所に任せるということだけではなくて、今回の法改正で百五十四条の規定の改正

をお願いしておりますけれども、これは発行体が適時通告を行つていふかどうかということは大蔵省としても直接発行体の方から報告等を聴取することによつて、取引所の事務が適正に行われていふかどうかチェックできるやうな仕組みにしておるわけでございます。

○鈴木和美君 立場からいふとさうでしようね。でも現実はそのとおり私は進んでいないように思ふんで、実態はまた会社もいろんな事情があるから。そういう意味でぜひこの点はしっかり指導を強めてもらわないと、一般投資家だけが泣きを見るというやうなことになつていかぬので、ぜひその点は指導を強めてもらいたいと思ふんです。

さて、もう一つですがインサイダー問題で、ある皮肉な見方をすると、あそこ列挙されているものはある意味ではセシチャーじゃないか、外国からいろいろ言われるから何かあそこ書いておかにやいかぬという意味で書いたんじゃないかというやうな冷やかした見方もしておりますよ、ということを紹介したいと思ふんです。

そこで私が聞きたいのは、あれだけに書かれたもので、現行の罰金制度もあるんですから、刑罰の法定主義というやうなものから考えたときに、あそこ列挙されていたもので十分なインサイダー取引に関する規制が行われたというやうに自信を持って答えられますか。この点いかがですか。

○政府委員(藤田恒郎君) この辺は、罪刑法定主義の考え方と、極めて多様にわたる経済現象とをどういふふうにしてとらえるかという相矛盾した問題についての御指摘であらうかと思ひます。私もどもいたしましては、この罪刑法定主義の観点から、インサイダー情報に該当いたします会社の業務に関する重要な事実というのをできるだけ細かく列挙したつもりでございますけれども、これを個別に列挙することはやはり不可能でございますので、例示を挙げながら政令で具体的に明示するといふやうにいたしておるわけでございます。

す。

○鈴木和美君 その政令というのはいつごろ、どういふ形でどういふ意見を聞きながらということもあるんですが、でき上がるんでしようね。それから片一方で、先ほど申し上げましたやうに、現行の証券法上の罰金の額と今回を比べると、低いでしょう。低いというのは、どうも先ほど私が述べた刑罰の法定主義から見た場合に、自信がないものだから罰金だけ安くしておけというやうな、どうも裏腹みだに見えらるんですが、その点はいかがですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 政令の内容につきましては法律の御承認をいただいてから考えるべき問題でございますけれども、私もいろいろと腹案としては既に持つておりまして、いわゆる業務を執行する機関が決定する重要な事項としての政令委任事項につきましては、法律上は、業務上の提携その他これに準ずるやうなものとして政令で定める事項と書いてあるわけでございますけれども、その中には、この事業の提携のほかは、固定資産の譲渡とか譲り受けとか、それから会社の更生、整理、和議とかこういったものを考えております。

それから二番目の御質問でございます罰則でございますけれども、罰則につきましては関係省庁とも御相談をいたしまして、全般的な調整を図るという観点から決められたものでございますけれども、この五十八条との違いについて一言だけ申し上げますと、五十八条は何人も不正の行為をしてはいけないというところでございます。この「不正」と申しますのは、そこに詐欺的な要素とか利得を得る目的とか、そういう実質的な要素が入つておるわけでございます。

今回私も御審議を願つておりますこのインサイダー取引につきましては、非常に構成要件を明確にするという観点から、どちらかと申しますと、会社の内部者の範囲も明確にしておりまして、それからこのインサイダー情報に該当いたします重要な事実というのも形式的、外形的に決

ておるわけでございます。しかも、この規定によつて処罰される者は、この基準という構成要件に該当する者は、その動機とか、そういう実質的なものに立ち入ることなく処罰をするという考え方になつておりますので、五十八条に比べまして軽い刑罰ということになつておるわけでございます。

○鈴木和美君 もう時間が間もなくやつてまいりますので、私は、先ほど申し上げましたベンチャービジネスというか、そういうものが非常に横行しているから店頭登録の問題も多少伺つておきたいと思つたんですが、時間がございませぬので主税局長と大臣にお尋ねして終わりたいと思ふんです。

先般、主税局長のいろいろなお話を承つておりまして、取引所の取引税ですね、これは何か主税局長は前向きに取り組まれるみたいなのを聞いたことがあるんですが、つまり非課税にするみたいなやうな考へのように承つたんですが、この手数料と取引所取引税というものは、これはこの前あつた株先五〇の方はいつたわけですね、だから業界の方も非常に問題にしているし、それから外国も大変このところは興味を持つていふことだと思ふんです。そして同時に有取税という問題もここには絡んでくると思ふんです。そこにキャピタルゲインですね、そういうことがあるものから、相互関連して今後この取引所の取引税というものはどんな方向に取り扱われるのか、展望をお尋ねしたいと思ふんです。

まず、主税局長からお願ひします。

○政府委員(水野勝君) 取引所税法は、これは明治からある古い法律でございます。現在のその考へ方は、取引所におきまして、その売買取引で差金の授受によつて決済をなし得るものについて取引税を課す、そういう法律になつてございまして、今回このやうな取引が行われることになれば、現在の法律の考へ方からいけばこれは課税をお願いをする、そういうことになるわけござ

います。この問題の具体的な方向につきましては、今後各方面の御意見を伺いながら検討を加えてまいりたいと考えておるところでございます。

また、先般の税制調査会の中間答申は、課税の公平適正化を図る観点からその課税範囲や適用税率のあり方等について見直す必要がある、取引所税につきましてはそういう答申でございます。こういうものを踏まえて今後相談をしてまいりたいと考えておるところでございます。

○鈴木和美君 時間がないものですから意図することがよく話ができないのでございますが、さっき結論から申し上げましたように、早く細かく先を展望してしっかりした対応をとらなきゃいかぬです。というのを申し上げたんですが、今の税の問題なども含めまして、最後に大臣の見解をお尋ねして質問を終わります。

○国務大臣(宮澤喜一君) 十何点にわたるお尋ねがございまして、鈴木委員のお持ちになっておられます御懸念あるいは御関心はよくわかりました。こういうことを今度始めますので、我が国としては経験の乏しいことでございます。先ほども申しましたように、ちょっと間違いますと刃のやいばになりやすい施策でもございまして、初めが大事でございまして十分注意をしてやらせていただきます。その際、先ほど御指摘になりました幾つかの点につきましては特に注意をいたします。

なお、取引所取引税につきましては、ただいま主税局長が申しましたようなことで検討いたしたいと思っております。

○委員長(村上正邦君) 午前八時十分まではこの程度にとどめ、午後一時十分まで休憩いたします。

午後零時十一分休憩

午後一時十分開会

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、証券取引法の一部を改正する

法律案及び金融先物取引法案の両案を一括して議題とし、質疑を行います。

○和田教義君 両改正案については、先ほど鈴木委員から総括的にもうあらゆる問題点についての疑問を提示されましたので、私もそれ以上の問題についての論議をする能力もないと思うので、結局その問題をまざることにしようと思っております。なるべく重複を避けて、そして要点を整理して質問したいと思っております。

さて、二つの法案で、証券先物取引は従来どおり証券取引所、それから新たにできる金融先物取引はこの新しい金融先物取引所で行うという原則。そして、部分的には証券業界と銀行界が相互乗り入れをすること、こういうふうな原則はこれは大蔵省裁定でことしの一月に決まったということでは言われておるわけです。この二本立ての問題について、先ほど銀行局長から、なぜこういうふうな形になったのかという一つの説明がございました。しかし、例えばブラックマンデーの株の急落が、やっぱりどうも現物と先物とは一体に運用した方がいんだという判断を強めることになったのか、それとも、大蔵省自体が銀行局、証券局、国際金融局とすみ分けておるわけですから、その一つの妥協の産物なのか、それとも銀行それから証券両方に顔を立てたということなのか。一体何がこういう二本立ての結論を出した一番の理由であるかという点について、これは大蔵大臣からひとつお尋ねをしたいと思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) これはまあ御承知のような背景のもとに、三つの審議会とそれから調査会がございまして、いろいろ御議論があつて、それはおのおのお立場からの議論になるわけでございますから、そこらどうも一つこれという結論が出るということも難しい。役所の中もそういうことでございまして、関係業界もおのずからそういうことでございまして、その中で、一番この現実的な解決というのはここらなのであると

いうふうに結局、省議等で次官以下幹部がみんな相談をして、そういう結論を持ってきたわけです。

私は、とにかく時間的要素もあるし、よくまとめた上で、それでいいんじゃないかというところを申したわけでございまして、そういう過程の中から、午前中も申し上げましたようないろいろ世界の動きであるとか、あるいは国際化であるとか、いろんなことからやってみておいて、あるんな状況が二年もたつとまた展開することもあるんで、それはそのときにまた検討するところかというところで、事務局がまとめたものでいいのではないかと、こういうことを私は申しました。うな、こういう経緯でございます。

○和田教義君 この二年後に見直しという問題でございまして、国際的な流れというのは、アメリカにしてもロンドンにしても、統一的な先物取引所という形になってきていると聞いておるわけですが、そういうことも踏まえて、今のところ、日本の事情も考えて全く白紙ということなのか、何か大蔵大臣として、どちらの方向に持っていく方が望ましいというお考えがあつて二年後の見直しという考え方になっているのか、その点はいかがですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは白紙だと申し上げた方が私は正直ではないかと思つては、この問題は長きにわたつて、和田委員もよく御存じのような大蔵省のいわばすぐれた先輩たちが、何度もいろいろに相談をしたりした問題でございまして、それでいてなかなかうまい答えがでないといういきさつはございまして、さでそうやうな間に、しかし周囲の情勢とか、いろんなことがこう動いてきている。そのいかによって新しい答えがあるのかもしれない、いややっぱりないのかもしれないという、そこは何とも申し上げにくいものでございまして、白紙でというふうに申し上げるのが私は正直なところだと存じます。

○和田教義君 これは事務局からお聞きしたいんですけれども、各国、特に主要国ですね、大体ア

メリカとかあるいはロンドン、それから西ドイツなんかもちょっとお聞きしたいんですけれども、このいわゆる統一の二本立て、複数になつていくかという問題については現状はどうなつておるか、簡単に結構ですから御説明願いたいと思つてます。

○政府委員(平澤貞昭君) 諸外国におけるいわゆる金融先物市場の形態につきましては、その国の経済、金融の実態や先物市場発展の歴史的な経緯等にそれぞれ特徴を有しているわけでござい

ます、アメリカについてでございますけれども、金融・証券先物取引は商品取引所で行われているわけでございますが、その背景といたしましては、米国の商品取引所がござつて、これは非常に古いものでございます。そこで相当の厚い歴史的な取引があるわけでございます。それに続いて金融・証券等の先物取引が登場してきたために、同じ取引所で行つていく経緯がございまして、それから、イギリス及びフランスにおきましては、商品先物市場とは別に証券先物、金融・証券、これは統一の二つでございますけれども、一つの市場としてあるわけでございます。これはイギリスの場合はアメリカにありますもの、先物取引を自国に導入するに際しまして銀行、証券会社等が主となつてつくつたという経緯からそういう金融・証券の統一市場ができたわけでござい

それから、現在西ドイツにおいても金融・証券先物取引所の創設が検討をされておるといふふう

に聞いております。その他、オーストラリアとか香港とかシンガポールとか、そういうところにも最近になって幾つか先物市場ができておるわけでござい

○和田教義君 一般的に先物取引は、現物取引と比較しますと少ない証拠金で多額の取引ができるわけですが、それと同時に、その反面では多額の損失をこうむる危険性もある。つまり、現物取引

に比べるとよりリスクであるというか、投機性が強いということがあるらうと思うんですね。

そこで、金融・証券先物取引というふうなものは、そういう面において確かに現物取引に対するリスクヘッジという効用は非常に大きいと思うわけですし、私もこの多様化してきた証券、金融のいろいろな状況から見るとそのリスクヘッジの重要性というところは認めるわけで、その点は認めるわけでございますけれども、一方、そういう投機性という問題ですね、とにかく投資家保護ということを常に頭に置いて、とにかく投資家保護というか、投資家に迷惑がかからないように十分に配慮していくことが私は必要だと思ふんです。そういう点について法律案に幾つかの配慮がなされておると思うし、それから各業界においても自主的にいろいろな規制措置をとらうとされておるようでございますけれども、基本的にこの点についてどういうお考えをお聞きしたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) 今御指摘のとおり、金融先物取引等につきましては、少額の証拠金で多額の取引が行われるという、いわゆるレバレッジ効果というのがあるわけでございます。したがって、これが投機的な取引に利用されると、その結果として投資家に大きな損害が及ぶということも当然あるわけでございます。したがって、今回の先物取引所を整備するに当たりまして、過度の投機の抑制と、そういう中で投資家の保護にやはり重点的に配慮してまいったわけでございます。

具体的に申し上げますと、まず投資家による過度の投機の抑制の観点からは過大な取引の制限、いわゆる建て玉制限というところをどうするかというところでございまして、委託証拠金の預託を義務づけるということも行等々、種々の措置を講ずることとしております。また、投資家保護という観点からでございますが、これは受託業務規制というのがあるわけでございますけれども、その中でまずそういう受託を受ける場合の業

者の開業規制、これは許可制等にいたしております。問題のある業者がそういう受託をやれないようにいたしております。さらにまた、投資家をいろいろ過大な広告等で誘引して損を与えるということがないように措置もついておりますし、それから契約締結前の書面交付も義務づけることもやっております。さらにまた、のみ行為を禁止するなど投資家保護のための所要の規制を随所に設けているわけでございます。

これにつきましては、証券取引法においても同様の保護策が講ぜられておるところでございます。

○和田教義君 一昨日の参考人の意見聴取でも出ておった議論ですけれども、証券の先物取引については既に東証が国債、それから大証が株先五〇と、こういう先物取引を始めておる、その実績がやっぱり一つ物を言ったというふうな感じを受けただけですけれども、そして参考人の東証の理事長などの発言では、今のところの国債の先物の売買というのは非常に順調にいったいて、どんな取引も拡大をしようというふうなお話でございました。確かに東証の国債先物取引は六十二年三月の売買高は片道で百五十一兆円、年間二千兆円近いという、そういう状況で急速な増加ぶりである。そして六十二年の八月以来既に現物市場の売買高を上回っておる、こういうことでございます。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕

まあこの現物と先物取引とを売買高で単純に比較するということはあるいはナンセンスかもしれないけれども、それにしてもとにかくテンポが速過ぎるんじゃないかという感じもするし、とにかく先物と現物と比較した場合に、一体どの程度になればちょっと行き過ぎたというふうにブレーキをかけなきゃいかぬと考えるのか、その辺の大体のめどというものは大蔵省でお待ちなのかどうか、まあ今のところは大丈夫だというふうにかどうか、まあ今のところは大丈夫だというふうにかどうか、その点はいかがですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 現在、証券取引所の国債の先物につきましては証券局長の方から御答弁

申し上げることになろうかと思ひますけれども、この先物市場と現物市場との間の関係、これはそういう中でも常に裁定取引が活発に行われているわけでございますので、非常に関係があることも事実でございます。しかし、その規模を比較して現物よりも先物が非常に大きいからという、どこまでいく、超えるかと不健全であるというところはなかなか申し上げにくい点もあるわけでございまして、諸外国の市場を見ても、現物と先物との関係は一義的に何対何程度が適当であるというふうな状況にはどうもないようでございます。

ただ、余りにも先物が急速に過大に伸びていく、しかも何倍も伸びていくことになるわけでは、これはやはり問題があるかと考えられるわけでございます。したがって、そういう意味では直接具体的な数字としてお答えはできないわけでございます。

○和田教義君 今回の制度改正によって銀行も限定つきであるけれども、証券の先物市場に参加できるということは先ほど証券局長からお話でございました。つまり具体的には内外の国債、これの先物の取り扱いが認められるということですね。しかし、本来、金融・証券に限らず先物取引市場というものは、私最初に言いましたように、かなりリスクのある投機的な取引であるというところを認めるを得ないと思ふんですけれども、健全経営という点を一般にイメージとして、証券会社と比べて銀行というものは非常に強いというか、健全経営だというイメージを強く与えておると思ふんですが、そういうところがこの国債の先物取引に参加する、素人から見ると、国債だからかいたと思われるかもしれないけれども、そんなことはとんでもない話であって、先ほどからも出ておりましたタチホの事件だって、もとはといえば国債の先物取引に対してタチホが失敗したために起こった問題ですからね。そういう意味ではやっぱり相当リスクだと思ふんで、そういう点について銀行の健全性を維持するということから、この点について全く問題がないのかどうか、証券局長のひ

とお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤田恒郎君) 先物取引の性格というのは、委員御指摘のとおり非常にリスクな面も確かにあるかと思ひます。ただ、このリスクのある取引に参加いたします場合に、その取引の何と申しましょうか、ポジションの限度と申しますか、どこまで取引を行うのかというふうな問題について適正な配慮が払われるということは私どもも必要ではないかというふうに思ひていますが、銀行のそのポジション等の問題につきましては、むしろ銀行経営の健全性という観点から、銀行局の方の問題ではないかと思ひますので、この答弁は銀行局長の方からしていただいた方が適切ではないかと私は思ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) 銀行の資産の管理というのは非常にいろいろ考慮すべき点があるわけでございまして、今委員が言っておられました国債で百円のものでも七十円程度まで下がったという事実があるわけでございます。したがって、非常に銀行経営上大きな影響を与えた過去の事例があるわけでございます。これは現物市場でございまして、したがって、そういう価格変動のリスクに対応するためにどうしてもやっぱり先物市場をつくって、そういうリスクを少しも回避するということは、これは非常に重要なことでございまして、逆に先物市場に過度に依存してやっておりますと、今度は先物取引に伴うリスクが増大して、こういう関係にあるわけでございます。リスクを回避するためにやっているうちにリスクがまたふえてくるということになるのでございます。

そこで、その後者につきましては、したがって、金融機関のそういう先物取引の売り買いのポジションをきちっと管理いたしまして、その差し引きのネットの部分を一定の限度内に抑えるようにさせるということが非常に重要でございまして、それが過度になりますと、一定の逆の方向に答えが出てきた場合には大きな損をこうむるわけでございます。したがって、その点は現在もネ

ットポジションについては通達できちつと総額を決めておりますので、今度新しい金融取引が始まる、先物取引が始まります場合も、そのような仕組みを導入するという事を考えている次第でございます。

○和田教義君 先物取引の意義として、今もお話ございましたように、リスクヘッジという問題が非常に重要だということはそのとおりだと思います。しかし、私がちよつと疑問に思うのは、普通一般のときはともかくとして、例えば去年の十月のニューヨーク株の暴落、いわゆるブラックマンデーのようなバニク状態、そういう場合に果たしてこの先物取引のリスクヘッジというのが機能するかどうかという問題ですね。この点についてひとつ御見解をお伺いしたい。

というのは、十月の暴落のときはアメリカでは現物も先物も一斉に売りという事になったわけであつた。先物が下げていたのだから現物もまた下げる、こういう、何とかな、相乗効果を生んだという見方があるわけですね。その原因として、いわゆるコンピュータによるプログラム売買というのがそういうものを加速したといふことなんですね。先物というものは機能を停止しちゃう危険性がないかどうかという問題ですね。その点については一昨日も参考人に聞いてみたんですけども、本場のところブラックマンデーの原因についてはアメリカでもまだ犯人捜しの段階であつて定説はないといふことではないか、そういう危険性がないかどうか、その辺のところひとつお聞きしたいと思ひます。

○政府委員(藤田恒郎君) ブラックマンデーの際に先物取引のリスクヘッジ機能が十分働いたかという御質問でございますけれども、これはなかなか難しい御質問で、私もどういふふうにお答えしていいのかわからないわけでございますが、現物市場しかなかったときに比べて、まず先物でのヘッジもある程度可能——もちろん先物も急落い

たしましたけれども、その急落の過程でも先物でカバーをとるといふことも可能だったわけでございますから、現物市場しかなかったときと比べてどうかといふふうに考えますと、ブラックマンデーのときも若干ヘッジ機能を果たしたと言へるのではないかなといふふうには思ひます。

しかし、まあ非常に異常な事態の際に、先物が売られ、それにつられるような形で今委員の御指摘のございましたように現物も売られるといふふうな、一種の相乗効果もあることも事実でございます。それはまた、今度は逆に現物に攪乱要因をもたらすといふようなこともあらうかと思ひます。

したがひまして、米国では一体この暴落の原因は何であつたのかといふことでいろいろところがレポートを出してございまして、七つか八つぐらいたしかあると思ひます。そのレポートの内容を読んでみますと、必ずしも意見の一致を見ているわけではございませんけれども、かなりのレポートが今委員の御指摘のございましたようにプログラムトレードと申します、コンピュータで現物と先物の裁定行為を行つたこと、あるいはまたコンピュータで現物のヘッジを先物で大幅にとる行為とか、こういふものが急落の原因であつたといふことも言われてございまして、そういうものによつてどういふふうに対処すればいいのかといふこともこれも現在研究されてございまして、つい最近、一つの作業部会からいわれるサーキットブレーカーと申しまして、急落の際に価格が大幅に変動すれば自動的に市場を一時停止するといふようなことも考えたかどうか、という提案がされたといふふうに我々は聞いておるわけでございます。

日本ではどうなるのかといふことでございましてけれども、日本の場合は既に先物につきまして国債の先物あるいは株先五〇〇といふようなものがあるわけでございますが、これも値幅制限というのがございます。一日の変動幅といふのを一定の幅に抑えておりますので、アメリカで見られるよ

うな先物の急落がまた現物の急落を招くといふようなことは、既にサーキットブレーカーとして一応防げるシステムができて上がつておるのではないかと一ふうに思ひます。

○和田教義君 今お話し出ておりましたけれども、国債の先物はともかくとして、大阪の株先五〇〇、これはもう既にブラックマンデーの十月には始まつていたわけですね。これについては、ある生命保険会社がこれをうまく使つて、つまり現物による欠損をほとんどこの株先五〇〇でカバーした、ヘッジ効果が非常に効いたといふ説を聞いたことがあるんですけども、いやそうじゃなく、やっぱりあれも機能を停止しちゃったんだと、先物の、つまり株先五〇〇の売買が成立しないといふような状態になったんだといふ見方もあるし、まあスケールは非常に小さいから余り参考にならないけれども、一つのやつはリテストケースだといふふうに見えると思ふんですが、その点については大蔵省はどういふふうに分析、判断をされておりますか。

○政府委員(藤田恒郎君) 米国のブラックマンデーの後を受けまして、日本ではその翌日の十月二十日に現物の株価が大幅に下落したわけでございますけれども、当日の株先五〇〇もやはり値幅制限のいっばいでございまして四十二円の下限に張りつきまして、結局売り気配で終わりました。売買は成立いたしませんでした。したがつて、その当日で限つて見ますと、やはり十分ヘッジ機能を果たし得なかつたのではないかと一ふうにも言えるわけでございますけれども、大証の方は翌二十一日からこの値幅制限を二百五十円に拡大をいたしました。その後はかなりの取引も行われております。

したがひまして、一概にヘッジ機能を果たした果たしてないといふことは非常に難しいとは存じますけれども、この値幅制限拡大後は取引もできていふことから、ある程度のヘッジ機能も働いたのではないかと一ふうに我々は分析してゐるわけでございます。

○和田教義君 午前中、金融先物取引所は大体どこに開くんだといふふうな質問がございましたけれども、まあ証券についてはとりあえず東京と大阪が始まつておるわけですが、名古屋がどうなるのか。それから金融先物取引所については、参考人の意見で銀行協会の会長さんがまだ全く未定ですといふ話でございましたが、とりあえず東京といふことで出発するの。それから、この両法案が通つた後、施行された後に証券の先物と金融先物、どういふものを扱つていくのか、大体のスケジュールを、もう何回も断片的には話が出ておりますけれども、まとめてひとつお話を願ひたいと思ひます。

○政府委員(藤田恒郎君) それでは、証券先物関係の方からまず御説明申し上げますが、証券先物につきましては、まず東京証券取引所で東証株価指数先物、これを法律の御承認いただき次第、早急に開始をしたいといふことで現在準備を進めております。その後も東京証券取引所の方では、米國債の先物取引、それから東証株価指数先物取引がある程度できてまいりますと、この株価指数のオプション取引といふものも必要も高まつてまいりますので、その場合には東証株価指数等のオプション取引、それからさらには日本投資家の米國株の保有といふものがふえてまいりますと、米國株の変動のヘッジのためにS&P五〇〇といふ米國株式のヘッジのための指数がございまして、これも導入すべく検討しておるわけでございます。

それから大阪証券取引所では、この東証の東証株価指数先物取引と同時に日経平均株価指数先物取引、これを導入する予定で現在準備中でございまして、この取引が定着いたしますと、この日経平均株価指数のオプション取引、これもいづれ検討の課題に上がつてくるのではないかと一ふうに思ひます。それから名古屋につきましては、現在まだ具体的にどういふ商品といふことは決まつておりませんけれども、何らかの形でオプション取引をや

りたいということ、現在検討委員会をつくつていろいろ勉強しているようにございます。この辺は、私もフィジビリティが十分あるのかどうかというのを判断しながら、できるだけ前向きに配慮してまいりたいというふうに思っております。

○政府委員(平澤貞昭君) まず、取引所の場所等についてでございますが、金融先物取引法案におきましては、設置される場所あるいは数については制限は設けられていないのでございます。したがって、金融先物取引所の設立場所につきましては、本法案が成立後、各地域における設置の希望が出てまいりましたら、これを踏まえまして、諸条件を総合的に勘案して、適切な対応を図りたいと考えている次第でございます。

それから、どういふ商品の上場を検討しているかということでございますが、金融界で内々検討しておりますのは、一つが円・ドルの先物取引でございます。いわゆる通貨に当たるわけでございまして、それから預金の方は、ユーロ円とそれからユーロドルの先物取引を当初始めるのが適当ではないかということで検討を進めているやに聞いております。

○和田教美君 金融先物取引法等には、固定手数料の裏づけとなる手数料の徴収義務を決めた条文が盛り込まれておりませんか。その理由を明らかにしていただきたいと思ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) 金融先物取引法案の第四十七条に「受託契約準則及びその記載事項」が掲げてございます。その第二項の三号に「委託手数料の料率及び徴収の方法」というふうに書いてございます。したがって、この手数料につきましては、この受託契約準則で定めることになるわけでございます。

それでは、具体的にどのように定めるかということにつきましては、一つは金融先物取引がいわゆる専門家を中心にいたしました大口の取引であるということ等から、自由にした方がいいという考え方も当然あるわけでございます。諸外国、特

にイギリス等はビッグバン以降かなり自由化をしているわけでございます。ただ他方、我が国ではこういう取引が初めて今後行われるわけでございまして、それからそういう意味では、我が国の投資家等がこれまで自由な手数料制になじみが薄いという点もございまして、それから、自由にいたしますと不当に高い手数料徴収ということも起こり得る可能性もあるわけでございます。そういう点も配慮いたしまして、今のところ一応の案として具体的に考えておりますのは、先ほどの受託契約準則で標準となる手数料をまず定めまして、当該標準を上回る額を徴収してはならないという形で規定するということにいたしますと、不当に高い手数料徴収を防ぐとともに、それが上限になりますからその下では自由競争が行われるという可能性が出てくるわけでございます。一応まだ検討の段階でございますが、そういう案も当面大きな検討対象になるということでございます。

○和田教美君 この先物取引のいわば先駆けというものは、商品の先物取引を主たる目的とした商品取引所だと思ひます。この商品取引所の設立以来の経過をちょっと調べてみましたところ、二十六年に横浜で生糸の取引が始まりました。会員は当時当業者主義で集まって、その中から委託業務を行う者を商品仲買人と称して最初登録制で出発したわけです。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕

ところが、どうも一般の投資家がだんだん先物取引に参加するといふふうな状況から、いわゆる先物取引の委託者、一般投資家と、それから取引所の会員といふか、その間にいろいろなトラブルが起った。そしてまた、いわゆる過剰投機といふふうな状態も起つてきたといふふうなことで、だんだん役所の監督強化という状況になつていったわけです。つまり、四十二年に今まで登録制であつたものを許可制にした。さらに五十年には、法律の改正で四年ごとに許可を更新するといふふうな制度になつてしまつたわけですけれども、こういうふうに役所側の監督というものを強

化していかざるを得なかつたことほど、やっぱりそういう投機性というものが強かつたのかどうか。

農水省の方がいらつしやると思ひますが、商品取引には通産省関係もありますが、とりあえず農水省の方が来ていらつしやたら、その実情を簡単に御報告したいと思ひます。

○説明員(大矢好信君) 商品取引につきましては、大変古い歴史があるわけでございます。今日の商品取引制度の骨格といふものは、今先生がお触れになりましたように、昭和二十五年に制定された商品取引所法によるものでございまして、今先生も御指摘になりましたように、法律の制定当時は、商品仲買人について、登録制度を採用しておりました。その後大衆参加の進展に伴ひまして、委託者保護の強化を図るというふうな観点から、昭和四十二年の法改正によって許可制度に移行いたしましたわけでございます。

しかしながら、一般の委託者との紛議もなかなか数が多いというふうな状況もございまして、さらに昭和五十二年の法改正によりまして、商品取引について許可の四年更新制というものを導入いたしましたわけでございます。その間の委託者紛議について申し上げますと、今手元にあります昭和四十八年度からの十五年度間で見てみますと、そうした法改正等の経過の中で、昭和四十八年には七十四件であつたものが六十二年には三十七件というふうな状況になつております。

○和田教美君 いや、何かそういう規制強化をしなればいけない理由があつたのかということを開いておるわけです。登録制が許可制になり、さらに四年ごとに許可を更新するといふふうに、だんだん強化していつているわけですね、その理由は何だったのかということですか。

○説明員(大矢好信君) ただいま申し上げましたように、商品取引は、一般の委託者から商品取引の受託の業務を専らにしているわけでございまして、一般の委託者と取引の過程でいろいろなトラブルがあるわけでございます。

例えば、外務員が行き過ぎた勧誘行為をするとか、一方委託者の方で、商品先物取引の仕組みを十分理解しないまま取引に参加をして多額の損金を生ずるとか、あるいはまた両者の間の連絡が不十分であるといふようなことが原因でいろいろなトラブルが発生しております。そういうトラブルといふものは、一般の委託者が商品取引に大勢参加をされるにつれて、だんだんとふえてきた。そういうような背景があるわけでございまして、そういう過程の中で先ほど申し上げましたような法改正を行ひまして、商品取引についてのいわば規制の強化を図つたところでございまして。

○和田教美君 金融先物取引の場合に、まあ今度新しく取引所を開設するわけで、非常に大きなことだと思ひますが、商品取引所の先例というふうなものはスケールも違ひ、いろいろな状況において違ふことはあると思ひますが、投機性があるという点においては似たり寄つたりの面もあるわけでございます。そういう点についてどういふ教訓を得て参考にしたかどうかという問題と、商品取引所に比べると証券取引所あるいは今度新しくできる金融先物取引所、こういうもののいわゆる監督とかそういうふうなものを比較した場合に、一体どうなんですか、どの程度、大体同じくらいですか、その点をひとつ御説明願ひたい。

○政府委員(平澤貞昭君) 今農林省の方からお話がございますが、我々もいたしまして商品先物取引のこれまでの経緯あるいは、最近でございますが、海外商品先物取引において投資家被害がいろいろ出てきているといふような事実、そういうこと等を十分認識いたしまして金融先物取引においてこういう事態等をできるだけ防止するといふ方向で法案の作成に当たつてきたところでございます。したがって、そういう意味では投資家の保護については最も意を用いたと申し上げていいのではないかと考えているところでございます。

そして具体的には、先ほど申し上げました

が、受託業務について開業規制を設けるとか、それから契約締結前の書面交付を義務づける、それから、のり行為を禁止するといったような投資家保護の諸規定を多々入れております。それからさらに、資力の乏しい投資家が安易に取引に参加するということを未然に防止するために、委託証拠金についても最低限度額を設けるということも措置を講じているところでございます。

いずれにいたしましても、今後取引所が実際に動き出した場合には、委員の御指摘も十分に踏まえながら投資家保護につきましましては万全を期してまいりたいと考えております。

○和田教美君 これは通告してないので即席で答えていただきたいんですが、金融先物取引所は会員組織の法人ということになってますね。それで、会員の資格は定款で定めるということになっている。一方、「金融先物取引業者」という規定がございまして、この金融先物取引所の会員というものと金融先物取引業者との関係はどういうことになるのかという事です。金融先物取引業者というのは中小の業者も含めて中小の証券会社なんかも入るんですか、それともどういう資格のものになるのか。その取引業者の中から一定の資格を持ったいわば大きな規模の銀行なり会社が会員ということになるのか、その関係はどういうことになりますか。

○政府委員(平澤貞昭君) 会員の方は取引所の会員でございまして、これは自己の勘定で取引するほか、いわゆる投資家の委託を受けてその取引の次ぎ行為を行うということもございまして、したがってその意味では非常に責任の重い立場にあるわけでございます。法令上も会員についてはもろもろの資格要件を設けておりますし、失格要件もきちっと決めているところでございます。

それから他方、取引業者の方は、金融先物取引業という業を行う者でございまして、これにつきましましてはやはり投資家保護という観点から非常に重要な点があるわけでございます。同様にこの資格要件その他を設けておるわけでございます。

ただ、この業の認可を受けた者が即会員になるという仕組みには法律上なっておりませんで、業の中からさらに会員を選ぶというふうになっているところでございます。

○和田教美君 次に、ディスクロージャー制度の見直しの問題についてお尋ねします。

今回の証取法の改正でディスクロージャー制度(企業内容開示制度)の見直しが行われるという事になっておりますけれども、例えば発行登録制の導入とか、それから一定の要件を満たす発行者の提出する有価証券届出書については、届出書の記載を簡素化するというふうな規定などがありますね。全体的にこの観点は、企業の有価証券の発行手続を簡素化して企業の負担を軽くするという観点から行われているものが多いというふうなふうに思っています。そういうことも確かに必要なことだと思っておりますけれども、しかし、本来ディスクロージャー制度というものは株主や投資家に対して企業の本来の姿を示す、情報を提供するという事にあると思うので、ですから余り簡素化簡素化ということばかりを考えていくと、その本来の趣旨というものが損われていく可能性もあると思っております。その辺の兼ね合いを大蔵省としてどう考えてこういう改正という形に持っていたのかのいきさつをお聞きしたいわけなんです。

○政府委員(藤田恒郎君) 今回のディスクロージャー制度の改正でございまして、ディスクロージャーの内容そのものにつきましては私ども必ずしもこれを簡素化したというふうには理解しておりませんで、むしろディスクロージャーの手續を簡素化したんだと、内容についてはむしろ充実を図っていくというふうなのが基本的な考え方でございます。

委員御指摘のございました発行登録制度でございますけれども、確かに、発行登録制度を採用いたしますと、企業といたしましては、一々社債発行等の都度発行届出書を提出する必要はなくなります。しかし企業は、その企業の内容につきましまして適宜変更があればその変更届出書を出す必要

がございまして。

〔委員長退席、理事梶原清君着席〕

それから、発行登録の際にも必要な企業内容についての開示はこれまで公表されている発行届出書あるいは継続開示文書を参照するという形ではございますけれども、企業内容の開示は義務づけておるわけでございます。したがって、私も今回ディスクロージャー制度の改正の一つの目的といたしましては、企業の資金調達を弾力的に行わせるように発行開示の手続を簡素化したということでございます。

内容については従来どおり内容を開示させるということをやっておりますし、ただそれだけではないで、この内容につきましても、例えば臨時報告書の提出の理由を拡大するとか、それからさらにはセグメント情報と申しまして、企業の業務分野ごとの情報等も開示させるように、むしろ充実を図っていくという方向で今回の問題に取り組んでおるわけでございます。

○和田教美君 次に、インサイダー取引の規制の問題について少しお尋ねをしたいわけなんです。

東証の竹内理事長がこの委員会の参考人としてインサイダー取引の規制ということが必要だと。その理由として、内外からの信頼性の確保という点と、それから今後国際資本市場として発展をしていくために、やっぱり国際並みのことをやる必要があるというふうなことを強調されたわけでございます。ところが、その日も野村證券の方

が御話ございましたように、欧米の雑誌などでは日本ではこれまでインサイダー取引の摘発がないというところを取り上げて、日本の市場はインサイダー天国だというふうなことを書いた雑誌などが出たわけですね。証券業協会としてそれに強く抗議をしたと言っておりますけれども、実際に摘発がなかったことも事実なんです。ですから今度の改正の前、現在までのところはやっぱりかなりインサイダー取引の天国なのかどうか、その点をどう御認識されているか、できれば大蔵大臣のお答えを願いたいと思います。

○政府委員(藤田恒郎君) なかなかこれは言葉の定義の問題のようなものもございまして、非常に難しい問題でございますけれども、まず一つ、外国からのインサイダー天国だという批判の記事などをよく読んでみますと、どちらかといいますとインサイダー取引というよりも株主操作のようなものが非常に横行しておるのではないかと、そういうような点にポイントが置かれて、日本の取引所を、こういう言葉がいいか悪いかわかりませんが、若干おもしろおかしく書いたというふうな感じを私たちは持つておるわけでございます。

インサイダー取引につきましては、確かにこれまでインサイダー取引の規制が明確でなかったというところはございまして、私も私ども決してこれを野放しにしておたというわけではございませんで、既に昭和四十六年ごろからしばしば証券業界あるいは取引所等に対してこのインサイダーについて十分取り締まり体制を、自主規制を図っていくようにいろいろと指導もしてきておりますし、特に取引所を中心に株主の異常があった場合にその取引状況を調査する、あるいは証券会社等も内部者取引の疑いがある場合には取引の理由を聞いてもらうとか、こういうこともやってきておたわけでございます。

したがって、私も決してインサイダーを野放しでインサイダー天国であったとは思っておりませんが、外国から見ますと、やはり取り締まりの規定が諸外国ともかなり整備が進んできておりますので、日本のように明確でないとかくインサイダー取引が頻繁に行われておるのではないかと、疑惑の目で見られがちであったというところは否定できないと存じます。

○和田教美君 なかなか微妙な言い方なんですけれども、やっぱり海外からのそういう批判というものがあるの法案をつくらせた——国内的な要因としてはもちろんタテホの事件というものがございまして、しかしそういう国際的な圧力というのか、そういうものがやっぱり私はかなり作用したというふうには思っております。その証拠に、SECの

幹部が日本に來たときに、大蔵省が今考へてゐるこのインサイダー規制によつて大体九八%の規制はできるというふうなことを言つたというふうな報道がございましたね。つまり、我々は余りよく知らないうちに、アメリカのSECの人たちとは非常に情報交換をやつて立法を進めたというふうなこともあるんじゃないかというふうな私は推測をしてゐるわけなんですけれども、確かに國際的な足並みをそろえるということは重要なことだと思ふんです。

僕はそれを否定するわけではございません。竹内理事長の言うとおりで思ふんですけれども、しかし國內には國內のやうな特殊の事情というものもあるわけで、インサイダー情報というものについての受け取り方というものがアメリカなんかと日本とはかなり一般の人のたちちも違ふと思ふんです。そこを全く無視して制度をいきなり導入するということになると、そこにやうばりいろいろなフリクションも起つてくる角を矯めて牛を殺すというふうなことになるおそれなきにしもあらずと思ふんです。その辺のところは大蔵省としてはどういうふうな考へておられますか。

○政府委員(藤田恒郎君) インサイダー取引につきましては、確かに委員御指摘のとおり、私も幾ら立派な取り締まり規制を、法体系をつくり上げまして取り締まる、特に証券取引所あるいは証券会社等がその氣になつてくれなければと申しますか、本當にインサイダー取引というのは取引の公正を害して一般投資家に迷惑をかけるだけではなくて、証券取引全体の健全性を阻害するんだという認識を持つてくれないと意味がないというものは、まさに御指摘のとおりであらうと思ひます。

私も今度法改正を準備いたしましたのは、確かに一つは、國際的なプレッシャーとは決して私は申しませんけれども、國際的にもインサイダー取引規制の整備が進んでゐる以上、日本もそれに即応して國際市場にふさわしい体制をつくり

上げていくべきであるという認識を強く持つたというところでございまして、一方、タテホ事件を契機というか、それは一つの契機というよりもむしろそれが一つの刺激材料になつたと思ふんですけれども、やはりインサイダー取引というのが証券取引にとつて非常に好ましくないものであるというふうな認識が高まつてきたというふうなことも、これを私もこの法規制を迅速に整備しなければいけないというふうな考へた一つの理由でございまして。

したがしまして、我々が特に空回りをしてやつておるといふよりもやはり証券界全般の認識としてインサイダー取引の規制を強化すべきであるというところから、今回の法改正をお願いしてゐるところにつながつてきたんだというふうな理解をしております。

○和田教美君 インサイダー取引の規制は、我が國の証券市場が一般の投資家の信頼を得るために私は必要だということを先ほども申し上げました。しかし、とにかく摘発が多ければ多いほどいいと、アメリカのように何百件も一年のうちにあるというふうなことが必ずしもいいとは言えないわけで、今度の動きを見ておきますと一つは要するに未然防止ですね、そういう体制をつくつてなるべくそういうインサイダー取引規制にひつかからないような、取り締まりにひつかからないような体制を業界の間につくるといふことが一つと、もう一つはどうしてもそういうことをやるといふ者に対しては罰則でそして取り締まると、この二本立てだと思ふんです。

しかし、本来ならばやうばり最初の未然防止体制というものがもちろん政府もそれから関係業界も一体となつてこれを進めるといふことが私は必要だと思ふんですけれども、その点については具体的に大蔵省はどういう指導をされていくおつもりですか。

○政府委員(藤田恒郎君) インサイダーの取引の取り締まり体制につきましては、証券取引委員会でも未然防止と罰則規定の整備とこれを車の両輪

として進めるようにという御報告をいたしておるところでございまして。まさに委員御指摘のやうに、未然防止体制の整備を十分やつていくということがこのインサイダー取引をできるだけ抑制していくという一つの大きなポイントになるというふうな思ひます。

そこで、私も今考へておりますのは、未然防止体制といたしましてはまず発行会社、上場企業の方に対しては、その中の情報管理を徹底させること、さらにはいわゆるタイムリーディスクロージャーと申しますか、必要な情報を適時適切に開示をするやうに、これを強く要請してまいりたいと思ひますし、と同時に発行会社の役職員のインサイダー取引に対する必要な教育等もお願いをしなければいけないというふうな思ひます。それからさらに証券取引所、これはそこで証券取引が行われる場所でございますから取引の動きを最も全体的にモニターをしやうという立場にあるわけでございまして、この取引所がまさにこの未然防止体制の大きななめを担つてくれるというふうな思ひますけれども、ここでは二つの面で未然防止体制をお願いしておるわけでござい

す。一つは、まず上場企業に対して先ほど申し上げましたやうに適時適切な開示あるいは取引所に対する通告、こういったものを要求してもらつていくこと。それからもう一つは、証券取引所の方で株価等に異常な動きがあった場合には取引を一時停止して、そして発行企業に対してその株価変動はどういう理由なのか、こういうものを照会してもらつて。必要な場合には第一の方に戻りまして開示をしてもらつてとか、こういうふうなやり方を、これまでもこういう仕組みになつてゐるわけでございまして、より弾力的に運用していくというところでございまして。

三番目は、証券会社でございまして、証券会社にございましては、これはまさにお客と第一線でお客と接するところでございます。お客が何たるか、だれであるかというのが一番わかりやすい

ところでございますので、証券会社に内部者取引管理カードというのをつくつてもらひまして、上場だけじゃなくて店頭登録も入つておりますけれども、発行企業の役職員それから大株主並びにこれらの家族、こういったもののリストをつくりまして、その取引の動きをモニターできるようにしてもらつと同時に、証券会社の中にはいろんな情報の情報をちゃんと管理してもらつて。言いかえまして、法人関係のセクションに入りまして企業情報というやうなものが顧客との売買部門を担当して、営業部門にすぐ流れないように、いわゆるチャイニーズウォールと言つておりますけれども、こういったものをつくつてもらつて、その動きを売買管理部門というところでつぶさにチェックしてもらつて、こういうふうなことを考へておるわけでございまして。

○和田教美君 今のチャイニーズウォールの問題でございまして、大和証券が法人担当部門、これは情報が入りやすいわけですが、それを別のビルに移すというふうなことを決めたという新聞記事がございましたね。もちろんこのチャイニーズウォール、つまり情報の壁を設けるというところは、一義的にはやうばり僕は証券会社の従業員の心の問題だと思ふんです。だけれども、やうばり外形的にハードの面から見ても、できれば分離するといふことの方がいい、電話一本あるからそんなことは意味がないといへばそれまでだけれども、それも一つの方法だと思ふんですけれども、具体的にチャイニーズウォールを、ほかの証券会社でもいろいろ考へておられるやうですけれども、どういうふうな基準で指導されていくのか、その点はどうお考へですか。

○政府委員(藤田恒郎君) チャイニーズウォールにつきましては、内部者取引管理規則というものを各社つくつてもらつてということで、今証券業協会の方を中心としたしまして相談をしておるところでございまして。

報があつた場合には、その企業関係の情報を得た者は売買管理部に全部報告をする、企業関係の情報が全部売買管理部に集中してくるわけでございます。売買管理部はその情報が他の部門に漏れないようにいろいろとチェックをいたしますけれども、例えば調査部門が調査月報のようなものをつくって、投資情報というふうなものを、これを営業部に流すというふうな場合に、売買管理部がこの発行会社の内部情報がその中に織り込まれていないかというふうなこともチェックをいたします。

それから、当然のことながら、この情報は営業部の方から個々の取引が報告されてまいりますけれども、その場合にも、この発行体の関係者が取引しておるのではないかどうか、もし取引しておるとした場合に一体どういう動機で取引をしたのか、営業部の方で照会をさせるといふようなこともいたします。と同時に、この内部情報が証券会社の中で得られましたような場合には、その証券会社の自己の売買についても原則として禁止をいたします。

それから、さらに今御指摘ございましたように、この内部関係の情報は物理的に他部門から隔離して管理するといふようなこともやらせたいと思います。これは大和証券が既にその線に沿いついて法人部門そのものを他の場所へ移すといふことをやったわけでございますけれども、私も別々に他に移すといふことは絶対必要だとは思つておりませんけれども、少なくとも情報自身は完全にセパレートして管理されなければいけないといふふうに思います。

それから、もっと進みますと、法人情報に基づいた売買ではないかといふふうに思われるような場合には、その証券会社は売買取引の受託を拒否しなければいけないといふようなことまでやりたいといふふうなことをお考えをいただきたいと思います。

○和田教美君 今証券会社を中心にお話ございましたけれども、生命保険だとかあるいは金融機関、こういう問題についてもやはり内部情報に接

しやすいというセクションはあるわけですね。そういうものについてもやっぱり同様な対応ということが必要ではないか。例えば特別金銭信託、これを利用して生命保険なんか株式に活発に投資をしている。そして運用成績を高めるために相場の動向や個別銘柄の分析を行う際に、融資を通じて上場企業の財務情報を得ている部門と、特金運用している部門というふうなものがあるわけ、その辺についてやっぱり同じような配慮が必要なんではないかと思つておられますけれども、その点はいかがですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 全くおっしゃるとおりでございます。私も関係部局と相談をしながら、金融機関に対しても同様なチャイニーズウォールを設けてもらつてお願いをしたいと思います。

○和田教美君 証券業者の若いセールスマンなんか聞くところ、偉い人は、今度の法律によつて我々は何をやっちゃいかぬかといふのが非常に明確になつた、非常に結構だ、参考人の意見表明でも田淵さんはそう言つてましたよ。ところが、実際のセールスマンなんかは、そんなことはない、やっぱりいろいろ灰色の部分があるんだと。特に情報について余り重要でない情報はこれは除外する、インサイダー取引の規制対象にしないといふことが書いてあるわけですね。ところが、何が重要な情報かという判断はこれ非常にデリケートだ、こういうことを言うわけですね。

ですから、私は法律にある程度明確に書いたからといふのは確かに進歩だと思つておられますけれども、さらにだれが見ても、しかもこれは一般の顧客にも関係のある問題ですから、だれが見てもこういうことをやってもいいんだ、こういうことはだめだといふ明確な基準を大蔵省でぜひつくる必要があると思つておられますね、早急に。その点はいかがですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 今御指摘のございました点は、インサイダー情報でございます。証券会社の業務等に関する重要な事実について、「投資者の投

資判断に及ぼす影響が軽微なものとして大蔵省令で定める基準に該当するものを除く」と書いてございます。したがって、大蔵省令で軽微なものとしてこの重要事実から除かれるようなものを事細かく指定をしていくことになるわけでございますが、この辺は、構成要件を明確にして取引の安定性を図るという観点から、これはぜひ必要なことだといふふうに思います。その場合に、例えば新株等の発行、これはこの法律の百九十条の二の第二項に重要事実として列挙してございますけれども、その場合であっても、発行総額が幾ら未達である、非常に少額であるといふようなものはこれを除くといふことにしたいと思つておられます。

その他、いろいろここに重要事項として規定してございますけれども、ほほそれぞれにつきまして重要性が軽微なものといふことで、具体的に大蔵省令で基準を作成していきたいといふふうに思つておられます。

○和田教美君 それでは、このインサイダー取引規制の法律の内容に即して二、三聞いてみたいんですが、これには第九十条の二ですね。有価証券の発行会社の役員等であつてその職務等によつて内部情報を知つた者が、その公開の前に当該有価証券の取引を行つてはならないこととし、その違反については刑事罰を課すといふのが法律の建前ですね。ところが、この発行会社の役員等という、法律はたしか「会社関係者」という表現でしたかね。この発行会社の役員等という、つまり内部者と一般に言われている、これは発行会社の役員、従業員及び株主といふことになつておりますね。だれどこの株主といふのはどの程度の株主なのか、法律ではこういう程度の株主といふことが何か条文が書いてありますけれども、よくわかりません。それが一つ。

次に準内部者——当該発行会社との間で内部情報を得るような法令上、契約上の関係を有する者。大蔵省の説明プリントによると、例えば取引銀行、引き受け証券会社、公認会計士等となつ

ておりますが、法令上の関係を有する者といふのは何のことを指すのか、この点が第二点。それから第三点の、これは一次情報受領者に関する規定でございます。内部情報を提供を受けた者、これが一次情報受領者だと思つておられますが、それじゃ二次情報受領者、つまりその一次情報を受領した人からさらに、あそこは大増資があるぞといふような情報を聞いた二次、三次の受領者は適用になるのかどうか。

この三つについてお答えを願いたい。○政府委員(藤田恒郎君) まず、内部者の範囲の中の株主とはいふかなるものかといふことでございまして、それは百九十条の二、第一項第二号に規定してございます。「商法第二百九十三条ノ六第一項に定める権利を有する株主」ということでございまして、具体的に申し上げますと、帳簿の閲覧権を有する株主といふことでございます。それから第二番目の準内部者につきましては、準内部者には、この証券取引法上は、一つは法令上の権限を有する者、それから当該会社と契約を締結している者、この二種類でございますが、まづこの法令の定める権限を有する者とは何かといふお尋ねであつたと思つておられますけれども、これは企業に對しまして許可、認可、免許等の権限を有している者、あるいはさらにこの上場会社に対して、企業に對して立ち入り検査とか質問、調査、捜査を行う権限を有している者といふことでございまして、典型的な例を申し上げますと、私の所屬しております証券局の職員が証券会社に対してこれは権限を持つておられるわけでございますから、証券会社そのものの内部情報を取得する場合といふようなケースが典型的なケースでございます。

それから三番目の御質問、これは情報受領者でございます。いわゆる会社関係者と申しますか内部者、準内部者から内部情報を受領する者、これはこの規定の第三項に規定してございますけれども、この規定にもございまして「会社関係者から」情報の伝達——「重要事実の伝達を受けた者」といふふうに規定してございますので、基本

的には第一次受領者に限られております。第二次受領者は原則として入りません。

ただ、これは必ずしもどうしてそうしたのかということまでございませうけれども、情報受領者の範囲を広げますと、どこまでこの内部情報の関係で取り締まりの対象になるものかということが非常に無制限になってしまふものだから、むしろ法的秩序の安定性という観点からいろいろ問題があるのではないかと。諸外国でも英国等は第一次受領者に限るといふ扱いをしております。

そういう観点から第一次受領者に限ったわけでございますが、この第一次受領者か第二次受領者かというところにつきましては、やはりいろいろ事実認定の問題がかなりあるかというふうに思います。例えば第一次受領者が第二次受領者の単なる道具に使われておるような場合には、実質的には第二次受領者であつても第一次受領者と認定をされるような場合もあるかというふうに思います。したがって、この辺はかなり事実認定の問題なんかに絡んでくると思ひますけれども、法律的には第一次情報受領者に限るといふふうにしてゐるわけでございます。

○和田教美君 次に、またさらに具体的な質問を、二ついたします。

一つは会社の役員をしてゐる人が例えば親戚に内部情報を教えた、その人が株を買った。その場合に、その教えた会社の役員というのはこのインサイダー取引の規制の罰則にひつかかるのかどうか、それとも全くおとがめなしなのかどうか、その点はどうですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 御指摘のケースは情報伝達者ということになると思ひますけれども、この証券取引法上は、情報伝達者はこの刑事罰の対象とはしてありません。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕

ただし、情報伝達者といつてもいろいろなケースがあるかと思ひますけれども、例えば教唆とか補助とかいふゆる刑法総則の適用のもとで、何と

申しますか、刑法上の総則の適用を受けて教唆、補助に該当するような場合、こういつたような場合には情報伝達ではなくて教唆犯、補助犯として処罰の対象になるような場合もあるかと思ひます。

○和田教美君 これは刑法にひつかかるというわけですか。

それともう一つついでに、一次情報受領者が例えば業界誌の記者だと思ひますね、その業界誌の記者が自分では一次情報に基づいて株の取引はしなかつた、しかし情報に基づいて業界誌の記事を書いたと、これは別にインサイダー取引規制のこの法律の対象にはならないわけですね、その場合にはどうなりますか。

○政府委員(藤田恒郎君) 新聞記者が記事を書いた場合、記事を書いて自分では取引をしなかつたというケースにつきましては、この記事を書くことと自身は今回の前提としております処分の対象にはなりません。

それから、第一の刑法の問題なのかという御質問でございますけれども、この証券法上の罰則規定につきましては、これは刑罰規定でございますので、刑法総則の適用があるということでございます。

○和田教美君 さらにもう一つ具体的な質問でございますけれども、例のタテホ事件、この関連ですがね、まあタテホ事件についてはインサイダー取引の疑いが非常に濃いつつ大証の判定はあつたんだけれども、結局事件としては成り立たなかつたということまで終わったわけですね。いろいろこの事件についても報道されておりますから真相は必ずしも一定ではないと思ひますけれども、仮に発行会社の役員や金融機関が、事前に発行会社が大きな損失をこうむつたとの未公表の事実を知つて、その会社の株を素早く売つて損を回避したというものであつたというふうな仮定をした場合に、今回のインサイダー規制に当てはめると一体どういふふうになりますか、具体的には新法の適用によつて罪になるということですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 御指摘のケースにつきましては二つの点から検討する必要がありますかと思ひますが、まず第一は、そのケースにおきまして株式の取引を行つた者が内部者、いわゆる「会社関係者」になるかどうかということでございますけれども、上場企業、発行会社と契約を提携してゐる取引先銀行であれば当然融資契約という契約を提携してゐるわけでございますから、取引先銀行の役員等はこれの新しい法律の百九十条の二第二項第四号に該当する「会社関係者」になるわけでございます。

それから、先物取引の損失等が会社の業務に関する重要な事実、いわゆる内部情報になるかどうかというのが第二番目の問題でございますけれども、これも具体的に内部情報として同条の第二項に列挙してございますけれども、例えば債券先物取引による損失であればその二項二号の「業務に起因する損害」ということに該当いたします。

したがって、これらの事実を知つて、まだそれが公表される前に取引をした場合には、「会社関係者」になると同時に、重要な事実を知りながら取引をしたという行為にもなるわけでございますので、新しい規定に基づきまして罰則の適用を受けるということになります。

○和田教美君 次に手張りという問題、これについて聞きたいわけですね。

兜町に本社を置く中堅の証券会社の元副社長と幹部が自己売買をやつた、そして脱税をしたというところで捕まつたという事件が今起こつていますね。これについて一般に新聞報道などによると、これは手張りだということが書いてあるわけですね。手張りというのは、どうも報道がまちまちですけれども、一部の報道によると手張りという行為はまさにインサイダー取引の典型であるといふふうな書き方をしているわけですね。果たしてそうですか。手張りというのは僕もよくわかりませんけれども、手張りというのは一体どういふものなんですか。そして、手張りというのはインサイダー取引そのものなんですか、それとも違ふのか、あるいは関係があるのか、その点は大蔵省どう考へておりますか。それからさらに、手張りという行為は現在かなり広く証券業界に行われておりますか。

○政府委員(藤田恒郎君) いわゆる証券界では手張り、手張りという言葉が使われておりますけれども、これについての明確な定義はございませんけれども、一般的には証券会社の役員が自分の計算で投機的な売買を行うといふふうに考えられます。したがって、具体的に申し上げますと、例えば今回のように会社の副社長が自分の勘定で短期売買を行うといふようなものはこの手張りに該当するわけでございます。

手張りといふインサイダー取引の違ひということでございますけれども、ちよつと違つた観点から見るとおるケースでございます。手張りといふのは先ほど申し上げた投機的な短期売買ということでございますが、内部情報といふのはむしろ、短期売買の場合もございませうけれども、会社の内部情報を知らぬがら取引をするわけでございます。したがって、違つた観点からの議論でございますので、手張りの場合にインサイダー取引に該当する場合もあるかと思ひますけれども、また手張りであつてもそういう会社の内部情報を知らないで短期売買を繰り返した、例えば株価の動きなどを推定しながら短期売買を繰り返したという場合には、インサイダー取引には該当しないということになるわけでございます。

それから、証券界で手張りが頻繁に行われておるのかということでございますけれども、この証券会社の役員員の短期的な売買につきましては、これは法令でも禁止されておる行為でございますので、まさに証券取引法上いわゆる健全性省令に基づきまして役員員の投機的な売買は禁止でございます。それからさらには、証券会社の内部規則等によりまして、このような取引はやってはいかぬということにしておりますので、私どもとしてはもちろんこの検査の際にそういうことも厳格に見ておるわけでございますけれども、手張りの

ような、まさに証券取引を執行する立場にある者がこのような行為をするということは私どもの理解を超える問題でございます。

○和田教美君 店頭登録銘柄、店頭市場における株式の売買というものは、これは規制対象から外されていることはさきもお話がございましたので繰り返しませんけれども、今度の法案が通った日経平均株価指数及び東証株価指数(TOPIX)の先物取引が開始されるということになるわけですが、これも規制の対象から外されておられるわけですね。しかし、あるインサイダー情報を得て、これら先物商品を買ってあるいは売ってという投資家も出てくるんじゃないかと思われるわけで、先物商品なればこそ将来の相場動向を人よりも先に欲しくなるということもあり得るんじゃないかと思うので、その点はどのような理由でこのTOPIXとか日経平均株価指数なんかについては外したのか御説明願いたい。

○政府委員(藤田恒郎君) TOPIXとか日経平均と申しますのは、委員も御承知のように、日経平均の場合は二百二十五種、TOPIXの場合は千種類を超える株式の総合的な指数でございます。インサイダー取引と申しますのは、個々の銘柄につきまして個々の会社の内部情報を利用してする取引でございます。一つの会社の情報を仮に知っていたとしたとしても、それが日経平均、TOPIXの価格に及ぼす影響というのはほとんど微々たるものになるのではないかとというふうに考えたことが、これらを今回のインサイダー取引の対象から外した大きな理由でございます。

○和田教美君 それから、取り締まり監督体制という問題ですけれども、私はさっきも言いましたように摘発するだけじゃなく、やっぱり未然防止体制がまず大事だということを強調したわけですが、アメリカの場合には、どうも最近ではヒット映画のモデルになるような、つまり摘発の事例がかなりふえておりますね。そして証券取引委員会自体、スタッフは大体二千人ぐらいというふうに聞いておられるわけですが、強大な捜査権を持つて

いるというふうに聞いているわけです。それに比べると、警察は別として、大蔵省の体制は証券局及び地方の財務局、これを含めて一体どのくらいがこういうインサイダー取引の規制ということに当たれるのか。十分の一かあるいはそれ以下、数分の一かというところじゃないかというふうに思っています。

ですから、そういうだんびらを振り回すことだけが能じゃないけれども、未然防止のためにもやっぱり監視体制というものは強化していかなくちゃいかぬと思うので、果たして今の体制でこれで十分なのかどうか、その点についてお聞きしたいのと、そうは言っても、法律に書いてあるけれども、先ほど話が出ておりましたが、なかなかそんなことはできないよ、一年に一回ぐらい摘発される程度だよというようにも言っている。摘発されている人もおられますが、その辺のところはどう見えておられるのか、あわせてお聞かせ願いたい。これはできれば大蔵大臣の感想もお聞きしたいと思っています。

○政府委員(藤田恒郎君) SECに比べて証券局のこのインサイダー取引摘まりに当たるスタッフの数の問題でございますけれども、SECは二千二百人でございますけれども、このインサイダー取引の取り締まりに当たっておりますのは約七百名程度というふうに思います。大蔵省の場合は、このインサイダー取引の取り締まりあるいは検査に当たりますのは、合計いたしますと百六十六名というふうになります。いづれにしても、数の上で見てもいりますとかなり劣勢であるというところは否めな

いというふうに思います。ただ、これで十分かどうかということでございますけれども、委員も御指摘のように、私どものこのインサイダー取引摘まり体制というのは、やはり摘発するということよりも未然防止に重点を置くということで考えております。またアメリカと日本との場合の証券会社制度の違いとかそういったものを考えますと、日本の場合の未然防止体制というのはかなりうまく機能し得るものだと

いうふうに思っておりますので、これらの職員でインサイダーの取り締まりの実効を私どもは十分上げ得るというふうに確信をしておるわけでございます。

それから、一年に一件程度しか取り締まるのはないんじゃないかというお話でございますけれども、これも繰り返すにようになりますけれども、委員もしばしば御指摘ございましたように、摘発することとが目的ではなくて、未然に防止することが目的であるというふうな考え方から、これから私どももこの取り締まり体制に重点を置いて頑張っていくというふうに思っております。

○国務大臣(宮澤喜一君) やはり一つは、この証券会社、我が国は免許事業でございますから数も限られておりますし、また、それなりにそれはかなり一般的に申しまして整備されている、モラルも高いところ、アメリカに比べましてと言っては語弊があるかもしれませんが、ということも言えるであらうと思っております。

したがって、行政としては、今局長が申し上げましたように、違法の摘発よりはそういうことが起こらないようにという、むしろ指導に重点を置くことができるであらうと考えております。我が国は、アメリカのようにいわゆる行政委員会制度をとっておりませんのでSECのようなものを持つておりませんが、今のようないくつかございますから、我が国なりに有効に働けるのではないかと考えております。

○和田教美君 この問題は、基本的にはやっぱり何といってもその証券業界あるいは個人の投資家というものの心構えの問題だというふうに思っていますね。田淵さんが参考人の意見表明で、証券業界としてはこういうインサイダー取引違反というふうなことは絶対に起こしやならないというのが証券業界の決意でございます、というふうな意思表明をされましたけれども、そのとおりにいけば問題は起こらないわけです。しかし、なかなかやっぱりそうもいかないという、果たしてどの程度まで実行できるかということについてはいろいろ

な疑問もあるわけですね。結局は、だからまず関係者の意識革命が私は必要だと思っております。

だから、その意識革命を助けるためには、やっぱり行政当局としてもいろいろな指導もしなければならぬというふうに思いますが、基本的にはとにかく情報というものがあればあるほどうまくいくというこの市場のメカニズムというのは余り変わらないと思うので、それを全面的に否定してしまうということになると、取引の活性化という点から非常に問題が起ってくるというふうなケースもあるのだからなかなか難しいと思うんですけれども、その点についてはどうお考えですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 証券取引審議会の審議におきましてはその点の一つの大きな問題になった点でございます。

取り締まりに重点を置き過ぎる余り、証券市場の活力を失わせるようなことになってはならないというところはいろいろな委員からも指摘がございました。そういう考え方に基きまして今回の法律はできておりました。構成要件を非常に明確にして、内部者取引に該当する事実というものを極めて限定的にした、情報はすべていわゆる内部情報に該当するのではない、こういう情報が内部情報に該当するんだというように限定したというふうなことは、やはり市場の活力を維持しながら、と同時に内部者取引というものを取り締まっていかなければいけない。この二つの要請を調和するために私どものとった措置だというふうに考えておるわけでございます。

○和田教美君 もう時間が大体参りましたから最後の質問ですけれども、東証の平均株価がこれまたもう既にブラック・マンデーの直前の高値をオーバーしちゃって、ニューヨークだとカホンなんかなり低値でいる状況に比べるといゆる独歩高という状況を今続けておるわけでございます。この独歩高という状況については、日本経済のファンダメンタルズが非常にいいから評価されて当然だというふうな強気の見方もあるけれども、ニューヨーク、ロンドン、東京とが全く違っ

た動きになっている。全くと言っちゃ語弊があるけれども、違った動きになっているというのはいつまで続くかなという疑問を投げかける人もあるわけですね。ですからその点について、そういう樂觀一点張りじゃなくて、何か落とし穴なりそういうものがあり得るのではないかと不安感も持つわけなんです。要するに、こういうふうな日本株式市場というものが独歩高を続けている理由として大蔵省はどう考えておられるのか。それから、今言ったような、場合によってははらつとくるような状況が起こらないかどうか、その辺についての判断をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○政府委員(藤田恒郎君) 株価の見通しにわたります問題は私どもの立場上差し控えておきたいと思いますが、確かに委員御指摘のように、日本の株価は暴落前のピークを上回っており、米、英、ドイツ等では過去のピークの大体七五%前後ぐらいの水準でございます。

その理由でございますが、やはり最近の取引動向を見ておきますと、投資家の部門別の内訳などを分析してみますと、概して外人もそれから日本の機関投資家も法人も個人もかなり買入れているという状況でございます。やはりこの日本の経済のパフォーマンスが良好であるということ、国内だけではなくて海外からも認識されておるんだということに尽きるのではないかと思います。

余りお答えにならないかもしれませんが、それ以上のごときはちよつと私どもの立場として申し上げることは差し控えておきたいと思ひます。

○委員長(村上正邦君) この際、申し上げます。ただいま議題となっております両案の取り扱いにつきまして理事会で協議いたしますので、委員会を暫時休会いたします。

午後二時四十六分休憩

午後三時開会

○委員長(村上正邦君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、証券取引法の一部を改正する法律案及び金融先物取引法案を議題とし、質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○近藤忠孝君 この法案につきましては、リスクヘッジとか、既に先物取引が先行しているんだからそれは後追いなんだと当然だというのがこの委員会としては大方の意見のように聞こえるんですが、私はこの問題につきまして本格的な疑問を提起したい。——そちら側から驚きの声が聞かれますが、余り驚かぬように。今のうちからよく、我が党が反対する理由をひとつ明確に述べながら質問したいと思ひます。

その根本として、通貨自体が取引の対象になる、しかも先物取引ですね。そこで、そもそも通貨とは何かということについて大臣の所見を承りたい。

○政府委員(内海孝君) 通貨とは何かという大変難しい御質問でございますが、第一には、通貨は物とかサービスの価値あるいは価格を表示するということ、いわゆる価値の尺度、それから第二は、その受け払いをもつて決済を行うという交換機能、それから第三番目には、通貨自体あるいは通貨で表示される資産を貯蔵すると申しますか、価値の保存というこの三つの機能に分かれるのであらうと思ひます。

○近藤忠孝君 難しいと言われたとおり、通貨は水や空気と同じようにごく当たり前に、それが今言ったような機能を持って通用あるいは流通している、それがごく当たり前にという前提ですからそうなるんですね。ところが、通貨のない時代がありましたよね。それは原始時代からあったわけではなくてやつぱり歴史的な産物だと思ひますね。だから、もともとは物と物、全部形態も違い機能も違うものが、それ自身共通性がなければ交換できないものがだんだん一つの共通性を持つものとして、最初から金じゃなかったですよ、あるときには米であったり塩であったりあるいは衣料であったり、それがだんだんと金にいったわけですよ。何が共通するかと申しますと、全部そこにはやつぱり労働力がかかっている、それが共通。だからこそ交換できるんですね。

となりますと、貨幣として金貨、それが紙幣になりそれから不換紙幣にまでなってきた経過はそれは省略します、それやっちゃうとそれで終わっちゃいますからそれは省略しますけれども、しかし大事なことは、そこに人間労働の社会的なそして独立した表現形態、これが貨幣なんです。そういうものがだんだんとそれが取引の対象となつていく。それが一つの流れですが、しかもそれが投機の対象になつていくそのこと自身、資本主義社会だとごく当たり前に、それが先行しているからそうだと思うんだけど、そのこと自身が投機の対象になっていくと、土地そのものが投機の対象になつていくかぬと、これは土地特別委員会でも盛んに議論したことで、理由は違ひますけれども、そういう通貨そのものが投機の対象になるような、そのこと自身について不健全性を感じにならないかどうか。大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 通貨の価値がやはり変動するという事実がございますから、その変動をいけば経済活動の対象にするというものはあり得ることです。現実にはあるわけでございますが、そういう現実がございまして、そういう中でやはり物を考えていくということにならざるを得ないということでございます。恐らく。

○近藤忠孝君 大臣からはそういう答弁だと思ひますが、ただ、実需を伴った取引なら私はまだいいと思ひますが、それは現にドルとルーブルの間にあるんですからね、交換はね。それはそれでいいんですが、実需を伴わず——この間金局長とも議論した点ですがね、通貨そのものが実需を伴わずに投機の対象になる、そのことに全く疑問をお持ちにならないのか。我々から言わせませう。

と、そこにまさしく資本主義社会の寄生性と、寄生性がだんだん肥大化してきますとこれは腐敗性につながる、やがて崩壊するものと、これはここではきょうは議論しませんが、そういうふうにとらえているんですね。

だから、投機化し、それが肥大化していくこと自身、私はやつぱり経過からいって、資本主義から見るとあるいは当たり前のかもしれぬけれども、しかしそのこと自身にやはり一つの不健全さ、あるいはあんまり肥大化しちゃうたらそれは資本主義社会そのものの足元を崩すことにつながる。それはいいか、私はそう思っているんですが、そういう答弁は期待はできません。しかし、資本主義社会自体から見ても不健全性が感じられないかどうか、その点いかがでしょう。

○国務大臣(宮澤喜一君) 不健全性と申しますか、余り通貨の変動が大いときには、正常な経済活動がそれによって過度の影響を受ける、阻害されるという言葉がいいかどうかかわかりませんが、過度の影響を受けますので、大きな変動があることは余り好ましいことではないということは私は申せると思ひます。

ただ、前段に言われましたことは、いわゆる取引の対象になるものは必ず何か実在しなければならぬかどうかということについては、いろいろ問題があるであらうと思ひます。

○近藤忠孝君 これは先ほどの大臣の答弁でも、一つ間違えたとする刃のやいばという中に今と同じ共通面があるいはあるかもしれませんが、私どもの立場から見ると、一つ間違えただけで、間違えなくてもこれはやいばになるということとを申し上げて、次の問題に入りたいと思ひます。

先物取引の関係ですが、世界で先物取引が始まったのは一九七二年であります。ドル危機と変動相場移行に伴うドルの変動がきっかけで通貨の先物が導入されたわけでありまして。またその後、アメリカのインフレなど経済危機を背景とする金利の変動などから金の先物が、さらに株価の変動

から株価指数先物がというぐあいに、相次いで新しい金融先物が先導されてきたわけですね。

そこで、まず世界の金融先物市場の規模は現在どれくらいか。また、主要な先物商品について、対応する現物商品との比較で、どれくらいの比重を占めているか。先ほど市場の話もありましたけれども、その実態をひとつ御答弁いただきたいと思ひます。

○政府委員(平澤真昭君) まず、諸外国の金融証券先物市場の規模についてでございますが、アメリカの場合、シカゴの商品取引所(CBT)と、それからシカゴマーカンタイル取引所(CME)が代表的な取引所であるわけでございますが、CBTの代表商品としてはTポンド、すなわち米長期国債の先物取引がございまして、その取引高は一九八六年で五兆二千六百億ドルということになっております。他方、CMEではS&P五〇〇株価指数、それからユーロドル預金通貨先物が代表的でございます。その順序で申し上げますと、まずS&Pでございますが、二兆三千億ドル、一九八六年。それからユーロドル預金先物は十兆八千二百四十九億ドル、一九八六年。円ドル通貨先物が四十九兆五千億円、一九八六年の出来高となっております。

ちなみに、英国のロンドン国際金融先物取引所、LIFFEと言っておりますが、ここでは株価指数先物取引とか英国長期国債先物取引、それからユーロドル預金先物取引、ポンド・ドル先物取引等々が行われておりまして、それぞれの取引高は、FT一〇〇株価指数先物取引は十二万契約、それから英国長期国債先物取引は千三百億ポンド、ユーロドル預金先物取引は一兆一千億ドル、それからポンド・ドル先物取引は十億四千万ポンド、そういうふうになっております。

○近藤忠孝君 これは今の答弁のものと資料だと思ひますが、大蔵省からもらった資料です。

【委員長退席、理事梶原清君着席】
例えば先ほどのCME、先物は二兆三千億ドルですが、現物は約一兆四千億なんです。要するに、

先物の方が多いいんです。それから長期国債で見ますと、現物が一兆七千億ドルであるのに対して、先物は先ほど答弁のとおり約五兆三千億ドルです。これはもう三倍ですよ。日本ではまだ先物の方が少ないけれども、これはほかの指数を見てみるとみんなそうなんです。これがやっぱり資本主義社会の先物が本当に動き出した場合の行き着く先です。これだつて大変先ほど申し上げたことに関係するんですよ。これは資本主義社会の一つの法則ですよ。

現物よりも先物の方が何倍もなつてくるようになります。と、現物のためのリスクヘッジなんて言いますけれども、これ自身が、先物自身がまさしく投機の対象になるんです。大きくなればなるほど投機性が強まる。また、投機性が強まればまたそこに寄つてくる、さらに肥大化する。となります。これは先ほど申し上げた不健全性がまさしく大蔵省の資料の中に出てくるのではないかと、私はこう思ひますが、大臣、この具体的な事実に基づいて、いかがでしょう、日本もやがてこうなるんじゃないでしょうか。

○政府委員(平澤真昭君) 技術的な問題等もございまして、私の方からまず御答弁申し上げますが、先物市場と現物市場の大きさの関係でございます。先物市場と現物市場が、アメリカの場合ある商品について一カ所で上場されている、ところがその現物の市場は各地に取引所があるというふうな関係の場合には、今委員御指摘のような場合にも各地の現物との比較をどうするか、こういう問題もあるわけでございまして。それから、その間の裁定取引が非常に活発に行われているわけでございまして、先物につきましても、いわゆる現物取引に比べまして、より取引の回転の程度が高くなる可能性もあるわけでございまして。

したがって、規模自体がその分大きくなるというところもあり得るわけでございまして、現物と先物規模を一つの取引所の中とか、そういうことで比べるのがいいか悪いかといふような問題もございまして、一時的には両者の関係をなかなか

決め得ないというふうに考えている次第でございます。

○近藤忠孝君 私もそういう細かいことはどうでもよいと言つては語弊だけれども、それはいいんです。ただ、今話しているのは、大きな面で見ますと、資本主義が社会主義かという話だから、まさしく私が指摘したような大きな傾向の問題だと思ひます。その関係で答弁がなかったのは、これは先物自身が投機化している、また、していかんではないか、こういう質問に対しては答弁いかがですか。

○政府委員(平澤真昭君) したがしまして、大臣の御答弁の中のもろ刃という話がございましたが、片方でリスクヘッジというのは、これはどうしても必要なことでございまして、その分の仕組みとしては、制度はきちつとリスクヘッジできるようにやつていく必要があるわけです。

しかし、その反面におきまして、ややもすると投機に走る可能性もあるわけでございまして、で、したがって、そういうことのないよう制度として仕組もきちつとつくつていくことが非常に重要でございまして、今回御審議いただいている法案の中におきましてもそういう配慮は十分に今加えて考えていきたいということでございます。

○近藤忠孝君 その点は、この間の為替取引の問題で国金局長と議論したときに、実需の伴わない、いわば投機性のある取引はどれくらいかと、そして、そんなものわからぬと言ふんです。だから、それがひとり歩きしたら、大体それはもうまさしくそれ自身が全くそれは規制しようたつて規制し切れないような動きをするんだと思ひます。だからこそ、ブラックマンデーのような事態が起きてくるわけだと思ひます。

そこで、リスクヘッジの話がありましたから申し上げますが、世界的に、先ほど申し上げたとおり一定の経過の中で先物市場の拡大が行われてまいりました。その原因になったのはやっぱり経済的危機、動揺だと思ひます。ところが、その後

もそういう経済危機や動揺が起きておりますが、先物市場が拡大してきたことによつて、こういう危機や動揺を解決したか、少なくとも変動を緩和し得たか、この点についてお答えをいただきたいと思ひます。

外為市場が激動しておりますし、ドルは下がる一方です。昨年のブラックマンデーに見られるように株価の変動も激しくなつていっているわけですが、もし反論としてそちらがそうでない、変動を緩和したとか、そういう要素があるんだと言ふのであれば、先物市場の開設が現物市場に何らかの安定効果があったという、そういう証拠を逆にならね、その点いかがですか。

○政府委員(藤田恒郎君) 先物市場が現物市場の価格の安定に効果を及ぼしているかどうかということを実証的に示すというところでございまして、これも、これはなかなか私どもの能力としても難しいもので、したがしまして一般的な感觸で申し上げます。先物でヘッジの手段というものが現物だけではなかつた場合に、非常に一般的に申し上げますと、現物だけのヘッジ売りで売りを吸収したというよりも、二つの市場で売りを吸収する方が少なくともエクイティーが大きくなるという意味では安定効果があったんだろうというふうに思ひます。

どうも私どもとしてもその程度の御答弁しかできない、まことに申しわけございませんけれども、これは恐らく学者その他のこれからの大きな検討課題ではないかというふうに思ひます。

○近藤忠孝君 私の指摘に対してその程度の答弁しかできないというところに、我が方の反対理由の正当性があるということをお願いして次の問題に入らうと思ひます。

今日の世界経済の危機と動揺の解決には、これは金融問題に關して申しますと、二つの方法があると思ひます。

一つは、今アメリカ主導で行われておるうちに、ドル本位のもとでの諸規則の緩和、自由化、グローバル化の方向だと思ひます。これは次々と金融商品を開発して新市場を開拓していくのがその方向、今回の法案もその方向ですね。しかし、これは今まで指摘してきたとおり金融の肥大化を招いてマネーゲームを促進し、いわゆる経済のカジノ化、「カジノ資本主義」という本があるくらいですから、経済のカジノ化とも言うべき深刻な事態をもたらすことになると思ひます。

それから、今日に求められているのはこういう方向ではなくて、国際的にも国内的にもむしろ規制を強化していく方向だと私は思ひます。むしろ監視を強めていく。そういう点で我が国が重要な役割を果たしていくことだと思ひます。この点に関しては昨年のブラックマンデー以降、まずヨーロッパでは一定の規制的な方向が示されておると思ひますが、この点どうですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 御存じのようにこの第二次大戦後、世界各國は金融的な面では資源が非常に欠乏したわけでございまして、そういうときにはそれぞれ國において、その限られたマネーをしかるべきところへ流すために、それぞれの金融当局が制度を固め各般の規制を行っていたわけでございまして。ところが、その後世界的に資金的な余裕が出てくる、資金の流れも激しくなるといふことから、それらの規制を外してきております。いわゆる金融の自由化が進んでくる、国際化が進んでくるということでございます。したがって、昔のレギュレーションをいわゆるデレギュレーションということの外してきたわけでござい

ます。しかし、自由化をどんどん進めてまいりますと、片方でまたそういう自由化された大きなこの世界的な市場の中で、仮にどこかに問題が起ったときに、信用秩序の維持を世界的な大きな市場でどのように図っていくかという点で各金融当局が悩んできております。そういう中で再びレギュレーションをやっていく、リレギュレーションと

いう動きが出てきたわけですね。しかし、最初のレギュレーションと今回のレギュレーションとはよく考えてみると、背景が全く違つて、そういうふうで考えるべきであるということだと存じておるのでございまして。

○近藤忠孝君 それはやっぱり自由化し過ぎちゃった一つの反動だと思ひます。現にイギリスではイングランド銀行が証券業務への監視強化を各中央銀行に呼びかけておりますし、西ドイツ、フランスでも中央銀行への権限集中論が広がっていると、このように聞いております。

それから、あとアメリカでもいろんな機関の報告がありますね。「市場メカニズムに関する大統領特別調査委員会報告書」これはブラックマンデーに關しての報告書のようなのですが、この中で結論は出なかつたわけですね。結論は出なかつたけれども、こう言つてます。

特別調査委員会は、次の問題について、適当な筋により充分な再考が行われることを望む。ショート・セールの規制があるが、先物やオプション市場にはない。インデックス裁定などの市場間のリンクは、ショート・セールの規制を無力化するかもしれない。

というふうな、やはりこういうふうなことも含めてアメリカではむしろ規制策を検討されている、本家の方ではね。このあたりの動きはどうつかんでおりますか。

○政府委員(藤田恒郎君) 証券業務に対する規制の動きでございますけれども、今委員の御指摘ございましたように、イギリスでイングランド銀行が中心になつて規制を強化しようという動きがあると言われましたけれども、具体的にまだそういう方向に動いていないという状況にはございませ

ん。ただ、証券会社につきまして、例えば英国では従来は登録で自由に業務ができたのを金融サービス法で免許制に移したわけでございます。したがって、免許制に移したところで、それにふさわしい財務体質というのか、こういったものを備える

ために財務内容の健全性確保を図らうではないかというふうな観点からのいろんな動きはござい

ます。〔理事梶原清君退席、委員長着席〕それから、アメリカの御指摘ですけれども、米國でも各種の委員会等がいろいろと証券業務規制についてのレポートも出しております。ただ、これは米國においていろいろと証券業務を規制することに對する警戒感というののも非常に強うござい

ます。〔委員長退席、理事梶原清君着席〕つい最近このブレイディ委員会の提言を受けて作業部会というものが構成されました。そこでの報告が出ておりますけれども、そこはむしろサーキットブレーカーあるいは取引所の中の決済のメカニズム、こういったものに重点を置いておりまして、やはり取引そのものを規制するということが必ずしもこのブラックマンデーを防ぐことに効果的かどうかということについてはなお議論があるのではないと思ひます。

○近藤忠孝君 アメリカで規制が行われたとは申してないので、むしろ規制策が検討されているというところややっぱり問題だと思ひます。そこで大臣、今までのいろいろな議論をお聞きいただきまして、先ほど御紹介した「カジノ資本主義」、スーザン・ストレンジという人が書いた本の最後の方にこういう一節があります。

一九九九年二月三十一日、新年の前日までに、我々は一つの世紀の終わりに到達する。もし、その時まで我々がいざいざとして核兵器による大虐殺に屈服していなければ、それはそれで祝賀すべきことである。

これ以下が大切ですね。しかし金融カジノの熱気を冷やし、コントロールするための前向きな実践的な措置がすぐに取られないならば、ただそれだけのことである。ほとんどの人々にとって命をかけて「双六」ゲームを行う結果は分かりすぎるほど分かっている。資本主義世界の都市中心にそびえたつ巨大

なオフィス・ビル街では、いざいとして生き残つた金融ギャンブラーだけが祝杯を上げてゐるであらう。残りの者には、アメリカの世紀の哀しみに沈んだ悲惨な終わりがやつて来る。という、これはコピーをきく質問取りが持つていったから大臣のお目にもとまつてゐるかもしれませんが、これについての大臣のひとつ見解を承りたいと思ひます。

〔理事梶原清君退席、委員長着席〕○國務大臣(宮澤喜一君) 昨年の十月の十九日にいわゆるブラックマンデーがありました時に、多くのアメリカ人たちが議論しましたことは、やはり一つのこれは金融ハイテクのちよつとした行き過ぎというもの、例えば大学を出てすぐにディーラーになると二十三か二十四で連邦準備銀行の議長と同じぐらいの給料を取れると、そんなことはおかしいなあと、やはりそういう反省が私は確かにあつたと思ひます。その反省は私自身はやっぱり健全な反省だと思ひます。

今の本がどうしてそういう結論になつてゐるのか筋道を存じませぬけれども、そういう種類の反省はやっぱりアメリカの社会にも起つてゐるし、私は我が國でもそういうことはやはりしよつちよつと考えておりませんと、経済行為というものは、物をつくるにしても、サービスをやるにしても、価値を生んでいくというところに本當の意味があるのだらうと、中心になるものはやはりそうではないといけないのではないかと、このことを思ひますので、金融が要らないとか、金融がいよいよこういう構造になつていくとそれ自身、あるいはそれに対応することは必要なことだと思ひますけれども、経済というものがそういうものばかりになつてしまふということは大變に危険なことで、考えなければならぬことだと私は思つております。

○近藤忠孝君 ある部分で一致をしましたが、ただ違ふ点はね、「ちよつとした行き過ぎ」という程度の認識ということ、そういう行き過ぎという現象はやっぱり根本的なところから出てくるんだ

という認識との違いであるということを申し上げておきたいと思ひます。

それから次に、証券業界におけるいろんな行き過ぎの事態、今回それをチェックするためのインサイダー取引の規制などありますが、具体的な問題を少し取り上げていきたいと思ひます。その一つの前提として、証券会社がいろいろ株価操作をするということがよく言われています。その手口として、こんな点が指摘されています。

証券会社は、まず安い銘柄を仕込む、証券会社が直接動くとかわかってしまふので系列会社、得意先の法人に買わせる。その上で、ある段階でさまざまな情報を操作をしてその銘柄の値を上げておいて、客にどんどん勧めて買わせる。買い手がふえれば株価は上がる。どこかしら天井が来ますから、証券会社はそれを目標値と定めてその時点で一斉に売り逃げる。で、株価は下落して一般投資家は火傷、しかし証券会社には値上がり益プラス手数料が入る仕組みと、こんなような手口があると思ふんですが、その点はどうか、証券局長、どう理解していますか。

○政府委員(藤田恒郎君) そういうようなことを私も聞いておりません。

○近藤忠孝君 いや、ひとつお聞かせいたしましよ。しかし、聞いていないというのは、ちょっとこれ不見識ですね。これは既に、こししの三月二十五日の参議院予算委員会でも社会党の久保議員が取り上げた問題なんです。野村證券の池袋西口支店で起きた事例であります。

まず、どういう事例かと申しますと、ある人の紹介で西口支店の支店長室へ行きました。そうしましたら、そこに清水常務と称する人がおつて、その人物から、これは服部セイコーの株のようですが、こういう話があったようです。千六百二十円を二回抜けたので、ぜひ協力してくれとの要請があったという話です。それには、清水常務と称する男、それから山崎支店長、これは実際の支店長です、それから合田次長から強い要請があったわけでありまして。これは昭和六十一年五月

十九日午後四時、そしてさらにその後連絡がありまして、やはりその同じ人物から服部セイコーの話で、三千円まで六月中に上げるといふように言われ協力を頼まれた。そのほか、日新の株など、それから日研化学についてもありまして、きょうは一日商いだから日研は必ず二千四百円から二千五百円は一気に持っていくから安心しなさいといふようなことでしたが、結局それで買ったけれども、大損をしてしまった。さっきの手口のいわば具体例です。

ここで、前回の予算委員会でも取り上げられたのは、これについて実際これは公開質問状もありまして、大蔵省、どう承知しているか、どういふ措置をとったのかという質問でした。ただ、具体的事実は余り指摘はなかったんですが、公開質問状が行つておるでしよから、私が今申し上げたような事実、これはどう理解していますか。

○政府委員(藤田恒郎君) 公開質問状は、この取引をされた方から関係証券会社の方に送付されたようでございますけれども、私もこの公開質問状を入手いたしました。ポイントには二つあるかと思ひますが、一つは服部セイコーの株式を買い場合に、野村證券の元常務である方が現職の常務であるかのごとく振舞つて、この売買を勧める席に立ち会つておつたということ、それからもう一つは、この銘柄が三千円ですかどこまでか当然上がるということを言つて取引を勧めたということ、その二点であるかと思ひます。

その二点につきまして、私も確認いたしましたところ、まず清水元常務がこの顧客にお会いしたことはあるようでございますけれども、これは既に取引は終了した後でございますし、また支店長、支店次長が清水元常務を紹介する際にも元常務であるということを御説明して紹介したというところのようでございます。

それから、第二点の三千円まで上がるというふうに勧めたということでありましてけれども、そういう事実はなく、また先ほども申し上げましたよ

うに、顧客が元常務という人と会つたのは既に取引が終つて、顧客の服部セイコーの株式の買い付けの終わった五月二十八日の夕方であつたといふことから、元常務がこういう勧誘をして顧客にこの取引を勧めたということはないといふふうに聞いております。

○近藤忠孝君 会つた日ですが、五月二十八日は五月十九日かというの、その後の確認で五月十五日だといふことは支店長からも確認されております。これは実際テープもあります。それから、元だといふ紹介だつたといふのはこれは全然違ふんです。

経過を言いますと、まず池袋西口支店の支店長室に行きましたら、ソファの上に足を載せて五、六十歳の男性でしたが、テーブルの上に足を載せておつた、そこへお客さんが来てもそのままだといふんですね。これは野村の常務ともなると随分偉いんだなという印象を受けたといふんですね。そこへ支店長が入つてきて、支店長が清水常務だと紹介した。そうすると、この清水常務が、合田君を呼んでくれと——合田というのには次長です、そこへ出てきて、それで清水常務は服部セイコーの資料を持ってきてくれと頼んで、それで来てパンフ見せた、こういうことで始まつております。

そこで、それが元常務だといふ紹介だつたんですが、その後これは我々の方の調査でも山崎支店長がこう言つてます。私は、当社の上司の關係のためお世話になり、退社後も清水さんとは呼ばずに清水常務さんと呼んでおつた、合田次長も、元役員だつたので、野村證券としては退社した人でも会つた場合には清水常務さんと呼んでおつた。その後のこの問題の確認の中でもはつきり示されておりますけれども、こういうことを言っているんですね。そして、元といふことを言つたか言わぬかという問題になった場合、聞き直つて、我々はそういうつもりで常務と言つたんだ、そいつを現か元か、そのどちらに理解しようとおまえの方の勝手だ、こんなことを言つておるんです。しかし大臣、どうでしょう、そういう偉

そうな格好をした人が支店長室におつて、それで部下のように呼びつけて資料まで持つてこさして、そこで清水常務、清水常務と言えやっぱり現職の常務とこれ思ひやう。それを元だと言

局長、これ野村證券の方からの弁解でしょう。それ以上確認しておりますか。私が今言つたのは初めてお聞きになった事実かどうか、今私が言つたように、常務、常務と言われれば、元と理解するのはまずこれはよほど非常識だと思ふんですが、その辺も含めてひとつ御答弁をいただきたいと思ふんです。

○政府委員(藤田恒郎君) 私どもも相当細かく実情を聴取しております。もっと具体的に申し上げますと、この顧客が初めて野村證券にお見えになったのは五月十九日、これは野村證券の既存のお客が一緒にお見えになったさうでございますが、そのときは来店されただけだつたさうでございます。次に、五月二十八日の午前中にこの当該顧客が服部セイコーの株式を買い付けられて、この顧客の初めての野村證券との取引であつた。そしてその日の夕方、支店長がこの顧客の紹介された友人と大口取引ができたといふことで、お礼を兼ねて支店の方へお呼びした。清水元常務といふのはたまたまこの顧客の友人と以前からの知り合ひであつたといふこともあつて来店されておつた。その際、顧客と清水元常務との出会いが初めてだつたようでございますけれども、支店次長が清水元常務は既に退職しているように御説明をして御紹介したといふふうに、非常に細かく私どもも事情を聞いておるところでございます。

○近藤忠孝君 だから、要するにそれは野村證券の言ひ分でしょう。それはだれだつて自分の方を大蔵省に知らせるようなことを、はいさうでございますし、それは言わぬものですよ。私もいろいろ調査してみても、まず大體自分に不利なことは言わないですよ、わかるまでは。指摘されて初めて、証拠を突きつけられて、これはしやうがないと認めるんですね。

これは現に、実際最初会った日、それから株を紹介された日が五月十九日であったというか、その後のいろいろなやりとりの中で、テープにも入っているんですよ。ですから一つ確認したいことは、本人の方から積極的にやっぱり事情を聞く、これは前に予算委員会で大蔵答弁されましたね、大蔵省の方から積極的にわざわざ来てくださるという段階ではない、こうおっしゃったけれども、私がここまで指摘したんですから、私もこれを言う以上は責任があることですよ。だからひとつ、むしろ大蔵省の方で、片方の言い分だけ聞いて、あなた、あたかも事実であるかのごとくここでそういう答弁するというのは、これはむしろ不具識ですよ。だから、どうですか、これは事実をむしろ積極的に調査をやっているんじゃないでしょうか。

○政府委員(藤田恒郎君) 私どもの立場といたしましては、証券会社は私どもの監督下にあるわけでございますので、監督下にある証券会社に、そういう話があったということで、これが事実なのかどうか、もし事実だとすれば非常に法令違反行為もあって問題であるという観点から、証券会社を呼んで事情を聴取したわけでございます。決して私ども顧客の方をお呼びしないとか調査しないというわけではございませんけれども、顧客の方の方が私どものところへおいでいただいて御説明をされるということであれば、いつでも事情を承る用意はございます。

○近藤忠孝君 その場合、私が指摘したような事実を十分に調べてほしいと思うわけでありまして、それから、今までの話の中でも、元という説明したというけれども、しかし元であれ何であれ、そういうような人を支店長室で支店長と一緒に立ち会いで、しかも一定のものを勧めます。これはだれがどう見たって、まさしく支店長段階じゃなくて、もっとこれは野村の最高部からのお勧め品だと、これは誤解じゃなくて、そう理解するのはこれは必然ですよ。それは大体みんなもうけが先へ走ってしまかされてという、そういう段階

じゃないと思いますね。片や、れっきとした一流証券会社ですから。となりますと、支店長と次長の両方でおったこととなりますと、私は野村証券自体の責任の問題、これは十分出てくるんだと思うんですよ。支店だけじゃない。大体支店長がそういう人物と一緒に引き合ったり、一緒にそれを勧めるという、こういうこと自身を放置している、そういう野村証券自身の体質と申しますか、そういう問題については、これはどうですか、ひとつ徹底的に調査し、かつ指導すべきだと思います。

○政府委員(藤田恒郎君) 清水元常務が野村証券へ来られたいきさつでございますけれども、私どもが聴取した限りでは、支店長が呼び出したということではなくて、この顧客なる方の友人である既存の野村証券の顧客がたまたま清水元常務を以前から存じて、ぜひ一緒に来ていただきたいというところで呼ばれたのだというふう聞いております。

こういう形で元常務が呼ばれた際に、以前勤めた者は支店に来てはいけないというようなことまで、とても私もちょっと指導できかねるのではないかと思います。

○近藤忠孝君 私がいつ支店長がこの本人を呼んだと言いました。だれに呼ばれて行ったかは別として、支店長室に現職の常務でない者をあたかも常務であるかのごとく思わせて立ち会わせた。そこはまた、その点については別として、ともかく立ち会わせた。支店長も一緒に居た。支店長室を使ったと、そこが問題なんです。しかも今までの段階では、野村の方しか話を聞かぬで、まさしく野村の肩を持つてかばっているような答弁じゃないですか。むしろあなたの答弁すべきことは、そういう事情も聞きましたので、両方十分調査した上で厳正に対処したい。私が答弁したけれども、そういう答弁をするのが、これは皆さんそう思うでしょう、委員長も。

○委員長(村上正邦君) 委員長から一言言います。

藤田局長、こういうことは事実関係だけをあなたは述べればいいので、私はこう思うとか、そういうことじゃなかったんじゃないでしょうか。そういうようなことは、本委員会の権威において、そういうことはあなたは言うてはならない。注意申し上げます。

質問を続けてください。

○政府委員(藤田恒郎君) 私も先ほどから野村証券から聞いた事実関係をできるだけ詳しく申し上げているつもりでございます。ただいま申し上げましたのは、元常務なる方が野村証券の池袋支店に来店されたのは、顧客の友人から呼ばれて来店されたのであると、それからさらに、その席上、野村証券の支店次長の方から、この元常務は既に退職している旨を説明をしておるということをお願い申し上げておるわけでございます。

○近藤忠孝君 ですから、委員長が的確に指摘されたとおりですね。だから、そういう事実経過をあなたの方が一方のみにするのじゃなくて、そうでしょう、私はこれだけのことを、具体的事実、テープまであると言っているのですから。だから、むしろ両方を聞いた上で、あなた方は事実がこうだったというのを、今この大蔵委員会という公の機関ですよ、そこで向こうの言い分だけ、片方の言い分だけをうのみにしたようなことをあなたがしゃべっているからかばっているということになるので、そうでないように。大体今までなかなかこの本人が大蔵省に行かなかつたのは、行っても仕方がないという、そんな気持ちはどうしても起きますよ、そんな答弁を聞いておつたら、だから、そうでないと、大臣、やっぱりこれは監督下にある機関をかばうのじゃなくて、むしろこういう申し出を厳正によく聞く、これはひとつ大臣からお答えいただきたい、局長をひとつ指導してほしい。

○委員長(村上正邦君) 大臣というよりも、大臣ちよっとお待ちください。佐藤政務次官、あなたはどう思いますか。あなた大臣のかわりに答弁しなさい。

○政府委員(佐藤栄佐久君) お話をお聞きして、まして、私は、局長は事実関係を、監督しております野村証券からの事実関係を述べておるように聞いておりました。委員長の先ほど感想というお話につきまして、私はそうはとっておりませんので、局長は事実を述べておるというふう聞いておりました。

なお、顧客の方の考え方につきましては、これはもし大蔵省にきてそういうお話があるのであればお聞きすることになると思いますが、しかしそのことにつきましては、これは例えば詐欺罪とかそのほかの犯罪等々の問題に当たるかどうかにつきましては、我々の判断するところではございませんので、あくまで監督している野村証券の事実関係をお聞きしてお話しているというのが実情じゃないかと思っております。

○近藤忠孝君 この程度にしておきますけれども、要するに、かばう立場じゃなくて、やっぱり客観的事実を明確にしていこう。本人から聞いた上で、また私の方でどうなっているかということとはひとつただしたいと、こう思っております。

次の問題は、これは日本勧業角証券新橋支店と渡辺光雄という人の経過です。

これも資料はお渡ししておいたので、事実関係は御承知かと思いますが、これは信用取引なんです。この信用取引をする際に、信用取引口座設定約諸書なるものを提出したわけなんです。しかし、その内容については全く説明がなかった。そこで念のためそのコピーをくれと言ったけれども、その約諸書のコピーじゃなくて一般的なコピーだけ、こんなものだけれども、名前も何も書いてない、これだけよこした。そして何も説明がない。そしてカラ売り、カラ買い——これは人からかうのじゃなくて、現金を払わずに買うカラ買いにずっと入っていったわけですね、これもいろいろ勧められた。ところがその際に、二〇%を割った保証金の積み増しが必要だということの説明が全くないまま経過したんです。ところがその経過の中で二〇%を超えてしまつて、そしてそい

つをいわば買戻すという形でその分払ったものですから、これまた大損をしたというんです。そこでその事実関係、これをどう思うのかというのが一つの問題点であります。

こういう問題については、まず大体素人です、ね、そういう素人に対してはやっぱり十分よく説明をしてあげる。特にこの保証金二〇〇%につきましては、これは後になって、その事態になってからいきなり説明されたってそれは驚き慌てただけですから、この辺について証券会社をひとつ的確に指導してほしいと思いますが、いかがですか。

○政府委員(藤田恒郎君) この件につきましても、私も関係証券会社の方から事情を聴取いたしました。その聴取の際の私の態度を一言だけ申し上げておきたいのでございますけれども、決して私も証券会社の肩を持つとかというふうな考え方はございませんで、もしこういう事実があればこれは厳正に処分しなければならぬという観点から事情を聴取して、かなり厳しい言葉も使った上で聴取していただいております。この点は御理解いただきたいというふうに存じます。

ところで、この件でございませうけれども、まずこの取引を行われたお客は日本勧業角証券と五年間にわたって取引をされておると。したがって、必ずしも初めて信用取引をされるような方というのではなかったやうでございませうが、この信用取引を開始する際にも、既に支店長の方から顧客と面談の上その取引の仕組み等契約条件についても十分説明しておられますし、それから信用取引口座設定約書というものも顧客の方から受け入れて取引を開始したわけでございませう。特にこの信用取引の売り買いに際しましては、売り買いというものは非常にリスクが多くて証券会社サイドとしてはむしろ慎重におやりになったらどうですかというのを注意申し上げたところでございませうけれども、顧客の方から積極的にこれは行われたものである。しかもその際、損失等が発生して保証金が不足することになる場合には追加預託が必要となる旨も説明をしておるといふことでござい

ます。これも私も証券会社の方から聞いたこととでございませう。先ほどの話と同様でございませうので、問題の顧客の方が私にもお見えになって事情を説明されたいということであれば私も喜んで承る用意はございませうし、その辺の事情をまた突き合わせた上で検討してみたいと思っております。

○近藤忠孝君 したわけでございませうと言われども、それは証券会社の言い分であるということでは先ほどと同じなんです。

それはそれとして、事情を十分に聞いて円満な解決をしてほしいと思うんですが、ただここで先物のこの法案との関係で申しますと、やっぱり事前の説明、この場合余りされていなかったんだけれども、するのは当然だというのが今の答弁の前提ですが、十分に説明すること、それから今回のこの法案では契約前の文書義務づけ、これは投資家保護の建前から大変いいことですが、そういう点ではこれを現物取引についても義務づける、そのことが必要ではないかと、こう思うんです。

それで、これは二年前に成立した投資顧問業規制法でも、契約前書面交付を含む投資家保護規定が整備されております。ところが、これが証券取引に關してはないうわけですね、売買契約締結後に売買報告書を義務づけるだけ。これはやっぱり投資家保護に關しては不十分ではないか。株式投資が一部のプロに限られているような時代ならともかくとして、大変大衆化して、しかも私のところへ二件最近飛び込んできたように、やっぱりトラブルが大変多いわけでありませう。そういう意味では、証券法の中にはっきりと投資家保護規定を設けることが必要ではないのか、こう思うわけでありませう。

消費者保護基本法が制定されて二十年ですが、その第六条では、消費者保護の目的を達成するために、国の責務として、関係法令の制定、改正を行ふべきことを決めておりますが、この精神からいっても証券法の投資家保護規定はおくれている。明らかに法体系の大きな穴になっていると思

います。この面について答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(藤田恒郎君) 顧客と証券会社が取引を開始いたします際に、顧客にどういふ文書を交付し、どういふ説明をするかということとでございませうけれども、我々の考え方は、信用取引とか先物取引につきましては少額の資金で多額の投資も可能であるというところから、取引の仕組みその他を詳しく文書で説明するといふふうにしておるわけでございませう。現物取引につきましても、既にこの株式取引につきましても委員も御承知のように個人投資家一千万人を超えたという形ですからこの先物等に比べますとリスクその他もかなり軽減されておるといふことから、取引の都度文書その他で説明をするといふことまでは必要なかうか若干疑問に思ひます。ただ、

何もしなくてもいいということではございませう。証券会社の営業社員規則等におきましては、営業社員は顧客に対してその資産の状況並びに投資に關する知識、経験等を慎重に考慮して適切に助言を行うように、ということも規則等で決まっておりますので、これ以上さらに必要かどうかというところにつきましては、私ももとしましてはこれで今のところ十分なのではないかといふふうに考えております。

○近藤忠孝君 これは一般の人には知らぬものです。実際、大蔵事務次官までやった人が株の売買の税制について知らなかったと弁解するぐらいです。それから、あれは別格としまして、まあ一般の人は知らぬのが当たり前です。そして現にこの日本勧業角証券の場合、トラブルが起きてから証券会社はこう言っているんです。その二〇%積み増し問題について、それは東京証券取引所の受託契約準則にちゃんと書いてある、その受託契約準則の第二条には「顧客及び会員は、本則を熟読し、これを遵守すべきことに同意して總ての取引を処理するものとする。」この準則にこう書いてあるんだからあなたも当然知っているはずだと、こう言

うわけですよ。そして片や、今言ったとおり保護規定はほとんどない、実際知らない。となりますと、これからはますますだんだんたくさんこういふトラブルは起きると思ひます。

そこで、この東京証券取引所の受託契約準則、一体何ですか。「顧客及び会員は、本則を熟読し」というけれども、会員が熟読するのはこれはいいですが、そして東京証券取引所の会員に対する規制ならこれはいいですね。ところが、会員外の顧客に対してもこういふことを義務づける。これは余計、余計というか、大体義務なきことを義務づける、そしてこの規定を盾に申し出を突っぱねているといふんですが、これについては局長、どう思ひますか。

○政府委員(藤田恒郎君) 信用取引の追証の問題につきましても、この受託契約準則というよりもむしろ信用取引口座設定約書の方の問題であらうと思ひます。勧業角証券がそういうことを申したかどうかということにつきましては、私も委員の御指摘もございましたので調査いたします。

一般論を申しまして、この受託契約準則を顧客にまでその遵守を義務づけるのは問題ではないかという御指摘でございませうけれども、証券取引所におきましますように大量の取引を公正かつ円滑に処理するためには、やはり統一のルールに基づいて売買を執行する、これがあって初めて安定的な取引が確保できるわけでございませう。したがって、この受託契約準則を証券取引所が設定いたしました、これが会員だけではなくて顧客に対しても拘束力を持つ、こういうことについては学説上あるいは最高裁の判例でも認められておるところでございませう。これをもし顧客が守らなくてもいいということになりますと、取引所におきましますように大量の取引を行うということになります。したがって、受託契約準則は顧客に当然及ぼすとしても、むしろこの証券取引に当たって証券取引の内容その他につきまして十分顧客に御説明をす

るということが肝心なのではないかと思ひます。

○近藤忠孝君 そうであれば、現状にかんがみて、現状はやっぱり知らぬです。だから、先ほど申し上げたそれを知らせるような保護規定、それを完備した上で義務づけるのなら私はわかると思うんです。ぜひそのことを要望しておきます。

そして本法案との関係では、先物取引に關してもこういう受託契約準則が作成されると思ひますね、この場合、さらに一般の人にわかりやすい分野です。私は、この場合には会員には当然義務づけるのは当たり前だと思うんですが、この体驗、具体的に私がきょう御紹介した日本勸業角証券のこの例などから見ても、やはりそれを顧客にまで先物の場合に義務づけるとなると大変きついなと思ひます。か、こう思ひます。が、それについての答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(藤田恒郎君) 先物取引につきましては、むしろこれはある意味では、何と申しますか、機関投資家等を中心としたプロの投資家のためのマーケットであるというふうに基本的には考へておりますので、零細投資家に対してはいろいろの制約を課しております。例えば、一定の資産をお持ちの方でないとか取引をしないとか、それからさらに、取引の単位も今國債の先物では一億圓というかなり大きな金額になっており、委託証拠金についてもこれを預託させる、しかも最低限も決めるということをやっておりますので、そういう措置によりまして今御指摘のような問題は解決できるのではないかと私たちは思っております。

○近藤忠孝君 もう時間も近づいたので最後に大臣、いろいろ具体的事例も含めてやりとりをお聞きいただきまして、やはり証券業に關して何かいろいろな、特に大衆投資家に対していろいろな問題が起きています。これが肥大化すれば、先ほど申し上げたとおり、さらに大きな問題も起きるんではないかと思ひます。これに対してや

はりの確な規制と指導、これが必要だと思ひます。が、総括的に大臣の御答弁をいただいて私の質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(宮澤喜一君) 新聞、雑誌あるいはいろいろな報道機関等見ておきますと、このごろはいろいろ経済、財テクについてのページとか、そういうものが大変多くなつておまして、それは多分、今まで余りそういうことに御関心のなかつた方々がやはり投資ということに非常な御関心を持たれたるということであると思ひますので、今まで経験のない方はいろいろな過ちを犯しやすいというところもございまして、これはもう証券会社の方でもそういうことがありませんように十分注意をしてももらなければなりません。まあいわば、そういう取引が大衆化すれば、それだけ大衆が思わぬ被害を受けなければならない、そういうことは証券会社としても私も行政に關係ある者も注意をしていきたいと思ひます。

○栗林卓司君 これは既に質問された事項かも知れませんが、中心部分の質問でありますので、重複をしたら申しわけありませんが、あえて一言お尋ねをしたいと思ひます。

今回御提案の法律案を要約しますと、有価証券を除く金融商品にかかる先物取引については金融先物取引法でカバーを行い、証券法上の有価証券にかかる先物取引については証券法でカバーするとなっておりますけれども、この辺のいわばすみ分けでありますけれども、これは大蔵省の裁定によると何とておりますが、裁定に当たつての考え方というのはいかなることであつたのでありましようか、まずお尋ねいたします。

○政府委員(平澤貞昭君) いわゆる金融、証券両商品につきましては先物市場を創設するということは、本委員会でもこれまで御説明申し上げましたように、やはり我が國においてもその問題については早急に対処する必要があるということがまず第一の前提でございます。

それでは、そういう中で先物市場をつくらうとします場合に、諸外国の先例を見ますといろいろ

のタイプがあるわけでございます。アメリカのようには商品先物まで一緒にやっているとところもございまして。それからイギリス、フランスのように商品と金融、証券先物を分けておられるところもあるわけでございます。それからさらに、現在西ドイツ等は先物市場をどうつくろうかというふうな検討しているところもあるわけでございます。したがって、それぞれの國の歴史的なこれまでの経緯、背景の中で、一番いい市場はどういうものかというところを考えたがらつくつてきているわけでございます。

他方、最近の世界的な金融の変革というのはこれ急速なものがございまして、その大きな変革の中で市場をつくらう場合に、どういう市場が一番利用者のニーズに適應しているか、それから國際的に通用する市場であるか等々につきましましては一義的にはなかなか答えが出てない。そういう中で我が國としても市場をつくらうということでございます。ですから、今回いろいろな角度から、金融制度調査会、証券審、さらには外為審等御議論いただきまして、一応、証券取引所とそれから新たにたつきまして金融先物取引所とおの二つの市場でやうていこう。ただ、先ほど申し上げましたように、金融の環境それから世界の経済情勢等も急速に変わつてきておりますから、そういう中で、二年たつたらもう一度新しい情勢のもとで見直してみようということである案をまとめたわけでございます。

○栗林卓司君 今のこのすみ分けですけれども、このすみ分けをじいっと目を凝らして見ておきますと、いわゆる長年の課題であります例の垣根論が透けて浮かんてくる気がするわけでありまして、けれども、この二年という経過を考へてみますと、例えば小口預金金利の自由化、これも相当進むであらうという気はいたしますし、片一方では、キャッシュ・マネー・マネジメント・アカウントが果たしては日本での程度現実のものになりしかるも発展するか、これはあくまでも予想の域を出ませんけれども、例えばアメリカのグラス・ステイガー

ル法が今存廃を含めての議論の対象になつてくることは事実でありますから、そうすると、今透けて見える垣根論を含めて本当は二年後に見直しということになる可能性もあるのではあるまいか。それも含めての実は二年という期間を一応設定してみたのでありますということが裁定で言われている。

この将来の法律改正も含めた見直しをするとか決定にお書きになつたお気持ちと、そのときに二年という期間をそこに挿入された底意というのは、今私が申し上げたような感じをいわけばお持ちになつてのことであつたのでありましようか、御所見を伺ひます。

○政府委員(平澤貞昭君) 一年ではやはり十分にそういう事態に適應するには短過ぎるということがございまして、片方で三年も四年も五年も先に見直すということでは、事態の進展が非常に急激でございますから、そういう中で答えを出すというところになります。これもまた遅過ぎるのではないかとこのことでもございまして、したがって二年が現段階では一番適当な適切な期間ではないかというふうに考へて二年としたわけでございます。

したがって、その二年の間に、今委員が御指摘のようないろいろな事態も進展が予想されますし、それ以外にも、例えば現在金融商品であるものが証券化等が進みますと、証券の商品になるかもしれない。それからさらに、金融商品と証券の商品とを組み合わせたいわゆるハイブリッド商品というのも出てくるということも予想、予見されるわけでございます。そういう場合にどう対処するかということも見直しの際に重要な問題ではないかというふうに考へているわけでございます。

○栗林卓司君 ある制度をつくりまして、それは当分の間といっても、当分の間の読み方というのは人によってさまざまありますから、具体的に二年という期間を一応安定的に確保するということを前提にして、しかし適宜見直しもしますというところは一つの決め方だろと思ひます。た

だ、どっちがこれ、いいんでしょ。一応二年とお書きになったんですけど、今おっしゃったように、状況の変化というのは、非常に急ピッチで進んでいるわけでありまして、したがって、適時的確な見直しをしていくんだというのをみずからへの覚悟を含めておっしゃった方がこの際は正解ではなかったんだらうかという気がしますのは、先物市場の進展という状況はもう法律のカバーを抜かしてどんどん進んでいる中で、では金利の自由化はというと、至って遅々としておりますし、片一方、その向こうにある郵便貯金をどうするのかねという、絶望的なぐらいいくにもならぬ、こういう日本の固定した諸環境の中で呼吸しておりますと、何となくそこに安住し、安定してその日その日を送ってみたい気がするものであります。それはそれはいいけないのでありまして、やはりもっと大胆に変化に対して変えていく努力をしなければいけないのではあるまいか。

それは私の意見であります。以上を踏まえてあります。かねて懸案の小口預金の金利自由化問題についていかなる展望と段取りでこれから取り組んでいくことをお考えになっておられるかどうか、まずお尋ねをしたいと思います。

○政府委員(平澤真昭君) 御存じのように世界各国、特に主要国の状況を見ますと、預貯金利を含めまして、ほぼ各国において金利の自由化が完了しております。そういう中におきまして、我が国の状況を見ますと、貸出金利あるいは国債等の金利につきましてはかなりの程度自由化が既に進んでおります。したがって、現在残されたところとは金融機関等の調達面での預貯金の金利ということになるわけでございます。これにつきましては、過去二年半ほど前から鋭意精力的に、かつ段階的にその自由化を進めてきていますところでございます。

例えば都市銀行等におきましては、既に残高におきまして半分以上が自由金利になっておるというところでございます。そこで、現在これら預貯金利の自由化のうち特にその先兵として行ってお

りますM.M.C.の自由化は単位が一万まで下がってきております。したがって、これをさらに小口化していくということが一つの大きな課題でございます。それ以外の定期性預金あるいはC.D.につきましては、現在五千万まで最低単位を下げてきております。それらにつきましては、これからどう進めていくかということは非常に重要であるわけでございます。

そのうちM.M.C.につきましては、現在郵貯が五百万までになっておりますので、あと五百万、間にすき間があるといえはるわけでございます。したがって、その辺を念頭に置きながら、さらに小口化していく場合に、いろいろのことをやはり検討していく必要があるかということでございます。

一つが、郵貯と民間金融機関との間のトータルバランスの問題、例えば金利の決め方なり、それから商品の問題、それから税の問題、これがやはりイコールになっておりません。そこへ自由化を進めてまいりますと、個人というのは預金を預けます場合に有利不利ということに対して非常に神経をございしますから、その辺をきちんとさせんと、そこへ入り込んだときに異常な資金のシフトが起こる可能性があるわけでございます。過去におきましてはグリーンカード制度を実施すると言っただけで教員等の資金シフトがあったわけでございます。その点を今現在郵政省とトータルバランスをどうとるかということについて精力的な話し合いを進めているわけでございます。

それからもう一つは、中小金融機関にとりまして、自由化を進めていきますと、諸外国の例によりまして、一時的ではございますが、コストアップになる、この部分が中小金融機関の経営にかなりの影響があるものですから、その辺も十分見きわめていく必要があるというところでございまして、現在それらについて鋭意検討を進めているわけ、気持ちとしては、委員がおっしゃいますように、できるだけ早く自由化を完了したいと考えておるところでございます。

て、二十四時間営業も今や当然のごとくになっていくわけでありまして、そういう状況を一部頭に置きながらと申し上げた方が正確なんでしょうが、先般オフショア市場ということで、いわば金融における出島を築きまして、そこは自由化、国際化を進めながら、しかし国内金融市場の方はやや切り離して影響を遮断するという政策をとってきたわけでありまして、今回の金融先物市場の発展並びにリスクヘッジの必要性の増大、別な言い方をしますと、投機機の加速化等を考えますと、小さく産んで大きく育てるというふれ込みで始めたオフショア市場でありまして、結果としてオフショア市場もやがて変質をしてニューヨーク、ロンドンと同じように国内の金融市場とオフショア、すなわち出島における自由化、国際化が一体となって一つの金融市場にやがて発展していく、結局はそういうことになるのではあるまいかという気もするのではありませんが、その辺の展望についてぜひ御所見を伺いたいと思います。

○政府委員(内海孝君) ただいまの御指摘はある程度の長さで見ました場合には、やはりそういうふうな方向をたどるのが理想的な姿であろうかと思っております。もちろんその間におきまして、各国間の税制の違いとか我が国における金融政策の国内面への影響とかいろいろなネックがございますことは委員御存じのとおりでございます。

○栗林卓司君 結構であります。

○委員(村上正邦君) これにて両案に対する質疑は終局したものと認めます。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十分散会

五月十七日本委員会に左の案件が付託された。

一、新型間接税導入反対に関する請願(第一五二七号)

一、新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願(第一五四八号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一五四九号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一五九六号)

一、新型間接税導入反対に関する請願(第一五七五号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一五八四号)

一、大型間接税の導入反対、大幅な所得減税に関する請願(第一五八五号)

一、税制の抜本的改革に関する請願(第一六八四号)(第一六八五号)

一、新型間接税導入反対に関する請願(第一六九〇号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一六九五号)(第一六九六号)

一、電波によるたばこ広告廃止に関する請願(第一七〇一号)(第一七〇二号)(第一七〇三号)(第一七〇四号)(第一七〇五号)

一、新型間接税導入反対に関する請願(第一七一五号)

一、電波によるたばこ広告廃止に関する請願(第一七二六号)(第一七二七号)(第一七二八号)(第一七二九号)

一、新型間接税導入反対に関する請願(第一七三五号)

一、税制の抜本的改革に関する請願(第一七二八号)(第一七二九号)

一、新型間接税導入反対に関する請願(第一七三五号)

第一五二七号 昭和六十三年五月九日受理

新型間接税導入反対に関する請願

請願者 北海道上川郡美瑛町字北瑛三 浦島豊外五名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

第一五四八号 昭和六十三年五月十日受理

新大型間接税の導入反対、マル優の存続と国民本位の税制改革に関する請願

請願者 東京都港区東麻布二ノ三三ノ一二

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第六一号と同じである。

第一五四九号 昭和六十三年五月十日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 東京都港区南青山五ノ八ノ一〇

須藤政幸外七百八十二名

紹介議員 内藤 功君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第一五六九号 昭和六十三年五月十日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 札幌市東区北七条東一八丁目 青

塚あけみ外二千五十三名

紹介議員 小笠原貞子君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第一五七五号 昭和六十三年五月十日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 北海道上川郡和寒町字中和 八島

邦彦

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

第一五八四号 昭和六十三年五月十一日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 大阪府堺市草部一、二九一ノ一

河野康頼外千九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第一五八五号 昭和六十三年五月十一日受理

大型間接税の導入反対、大幅な所得減税に関する

請願

請願者 千葉県八千代市勝田台六ノ一六ノ

一四 宮越重蔵外四十九名

紹介議員 赤桐 操君

この請願の趣旨は、第一三四〇号と同じである。

第一六八四号 昭和六十三年五月十一日受理

税制の抜本的改革に関する請願

請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ

二長野県議会内 内田篤

紹介議員 村沢 牧君

政府は、高齢化社会の到来、経済・社会の一層の

国際化を展望するとき、税制の抜本的改革は避け

て通れない問題であるとし、国民の税に対する不

公平感を払しょくし、所得、消費、資産などで均

衡のとれた安定的な税体系を実現するため、国民

各界・各層の意見を十分聴取し、国民の納得が得

られるような成案を取りまとめる方向で、政府税

制調査会などで審議が進められているところであ

る。ついで、国民大多数の納得が得られる税制

改革の実現のため、最善の努力をされた。

第一六八五号 昭和六十三年五月十一日受理

税制の抜本的改革に関する請願

請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ

二長野県議会内 小林信一

紹介議員 小山 一平君

この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一六九〇号 昭和六十三年五月十一日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 北海道上川郡美瑛町北町二丁目

鈴木信子外四名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

第一六九五号 昭和六十三年五月十二日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 東京都中野区野方三ノ二六ノ三

小野寺玲子外四百名

紹介議員 近藤 忠孝君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第一六九六号 昭和六十三年五月十二日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 東京都中野区弥生町一ノ五九ノ二

小倉勝代外四百名

紹介議員 吉井 英勝君

この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第一七〇一号 昭和六十三年五月十二日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都杉並区方南二ノ四ノ七ライ

オンズマンション方南台四〇五

谷口きょう子外三名

紹介議員 田 英夫君

たばこが健康に及ぼす害については、WHOが重

大な危険要素と確認して、各国政府に対し効果

的な喫煙抑制策を採るよう勧告を重ねてきた。

日本においても、厚生省が昨年十月、喫煙と健康

問題に関する報告書を発表して有害性を明らかに

し、文部省は、生涯にわたって喫煙しない態度を

身につける喫煙教育をスタートさせた。しかし、

日本男性の喫煙率は世界有数で、若干の途上国以

外では類を見ない高さを保っている。しかも健康

のために禁煙する中年男性は増えているのに、未

成年を含む若年層は男女ともに増加傾向にあり、

大変憂慮される。この原因の大きなものに、たば

こと健康に関する情報の不足と、たばこ宣伝の大

きさが挙げられる。最近日本国内でのたばこ宣伝

は、量質ともに飛躍的に増大し、青少年にたばこ

が無条件にすばらしいものとして誘いかけてい

る。工業先進国や保健政策に熱心な途上国で、電

波によるCMを許している国はないと聞いている。

第六回喫煙と健康世界大会の決議では、宣

伝、特にテレビCMをすぐに廃止するよう勧告が

出されている。ついで、子どもたちがきれいな

空気の中で育ち、健康を害するものの虜にならな

いよう、次の事項について実現を図られた。

一、電波による広告を廃止するために、有効な措

置をすること。

第一七〇二号 昭和六十三年五月十二日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都世田谷区羽根木一ノ一五ノ

一五 門岡千佳子外一名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一七〇三号 昭和六十三年五月十二日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都北区十条仲原三ノ二〇ノ四

三宅広吉外二名

紹介議員 山口 哲夫君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一七〇四号 昭和六十三年五月十二日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都新宿区西落合二ノ一五ノ七

池田泰子外一名

紹介議員 久保田真苗君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一七〇五号 昭和六十三年五月十二日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都文京区大塚四ノ一七ノ一

田村修外四名

紹介議員 千葉 景子君

この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一七一五号 昭和六十三年五月十二日受理

大型間接税導入反対に関する請願

請願者 北海道空知郡中富良野町東四線北

五 池田享司外六名

紹介議員 菅野 久光君

この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

第一七一六号 昭和六十三年五月十二日受理

電波によるたばこ広告廃止に関する請願

請願者 東京都北区堀船二ノ二七ノ二ノ八

一五 高橋巖外三名

紹介議員 山田耕三郎君
この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一七二二号 昭和六十三年五月十二日受理
電波によるたばこ広告廃止に関する請願
請願者 埼玉県蕨市北町四ノ五ノ一三 山崎克己外四名

紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一七二三号 昭和六十三年五月十二日受理
電波によるたばこ広告廃止に関する請願
請願者 東京都豊島区目白二ノ一六ノ四 森田照子外二名

紹介議員 小野 清子君
この請願の趣旨は、第一七〇一号と同じである。

第一七二八号 昭和六十三年五月十二日受理
税制の抜本的改革に関する請願
請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ二 長野県議会内 田中英一郎

紹介議員 向山 一人君
この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七二九号 昭和六十三年五月十二日受理
税制の抜本的改革に関する請願
請願者 長野市大字南長野字幅下六九二ノ二 長野県議会内 柳沢勲

紹介議員 下条進一郎君
この請願の趣旨は、第一六八四号と同じである。

第一七三五号 昭和六十三年五月十二日受理
新型間接税導入反対に関する請願
請願者 北海道上川郡比布町北三ノ七 高橋勝寛外三十二名

紹介議員 小笠原貞子君
この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

五月十八日本委員会に左の案件が付託された。

一、未婚の母への寡婦控除適用に関する請願
(第一七四四号)

一、新型間接税導入反対に関する請願(第一七六九号)

一、大型間接税の導入反対等に関する請願(第一八〇一号)

一、新型間接税導入反対に関する請願(第一八〇二号)

一、大型間接税導入反対に関する請願(第一八〇五号)

第一七四四号 昭和六十三年五月十三日受理
未婚の母への寡婦控除適用に関する請願
請願者 愛知県春日井市坂下町七ノ七六〇 ノ三八九 大越策枝外四名

紹介議員 久保田真苗君
同じ母子家庭であつても、死別や離婚の場合には寡婦控除が適用されるのに、未婚の母や遺棄の場合には適用されていない。ついでに、未婚の母や遺棄の場合にも、同様に適用されたい。

理由
我が国においては、婚外妊娠した女性が地域や職場・学校で軽蔑されたり、中絶すればそれで終わりといった考え方が根深い。諸外国においては、徐々にはあるが、こうした偏見は解除されつつあるし、単親家庭を多様な家庭の在り方の一つとして認めようとする傾向もある。未婚の母に寡婦控除が適用されないことは、税額控除後の実収入のみならず、児童扶養手当や保育料の算定基準や、公営住宅への入居資格にも影響しており、暮らしに与える影響は大きい。この問題は、法律で中絶を禁止したり、女性に良妻賢母像を勧める純潔教育を行ったり、未婚の母の子供を夫婦そろつた家庭に実子のごとく養子に出す制度をつくつたりすることによつて、解決できるものではない。決して家族の解体や男女の分離を目指すというわけではないが、女性の健康と生きやすさの向上のために、家族の多様化を認めるべきである。

第一七六九号 昭和六十三年五月十三日受理
新型間接税導入反対に関する請願(四通)

請願者 北海道旭川市永山八条一六ノ一〇 二ノ三〇 篠塚博敏外三名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

第一八〇一号 昭和六十三年五月十四日受理
大型間接税の導入反対等に関する請願
請願者 横浜市磯子区東町三ノ五 新井次郎外四万九千九百九十九名

紹介議員 吉井 英勝君
この請願の趣旨は、第七七号と同じである。

第一八〇二号 昭和六十三年五月十四日受理
新型間接税導入反対に関する請願
請願者 北海道士別市上士別町一三線南 胡摩崎英一外三名

紹介議員 菅野 久光君
この請願の趣旨は、第一四六六号と同じである。

第一八一五号 昭和六十三年五月十四日受理
大型間接税導入反対に関する請願
請願者 埼玉県志木市中宗岡二ノ二三ノ二 三 見村俊二外三百四十名

紹介議員 内藤 功君
この請願の趣旨は、第三八六号と同じである。

第十三号中正誤
段行 誤 正
四 八 環流 環流

昭和六十三年六月八日印刷

昭和六十三年六月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E